

令和6年

グラフで見る神奈川県下における 労働災害と健康の現状

(令和5年労働災害のとりまとめ)



神奈川県労働局・各労働基準監督署

神奈川県労働局労働基準部編

本紙本内容については下記神奈川県労働局ホームページにて、若しくは右のQRコードからご覧下さい。

<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/>



目 次

はじめに

1	労働災害の推移	1
	労働災害による死傷者数の年別推移 (図 1-1)	
	労働災害による死亡者数の年別推移 (図 1-2)	
2	業種別災害発生状況	2
(1)	業種別死傷者数 (図 2-1)	
(2)	業種別死傷者数の推移 (図 2-2)	
(3)	業種別死亡者数 (図 2-3)	3
(4)	業種別死亡者数の推移 (図 2-4)	
3	事故の型別災害発生状況	4
	事故の型別死傷者数 (図 3-1)	
	事故の型別死亡者数 (図 3-2)	
(1)	製造業死傷者数 (図 3-3)	5
	ア 食料品製造業死傷者数 (図 3-4)	
(2)	建設業死傷者数 (図 3-5)	
(3)	陸上貨物運送事業(道路貨物運送業及び陸上貨物取扱業)死傷者数(図 3-6)	6
(4)	第三次産業死傷者数	6、7
	ア 小売業(図 3-7) イ 社会福祉施設(図 3-8) ウ 飲食店(図 3-9)	
(5)	ビルメンテナンス業死傷者数(図 3-10)	7
(6)	産業廃棄物処理業死傷者数(図 3-11)	
(7)	警備業死傷者数(図 3-12)	
4	主な業種と事故の型別災害発生状況	8
	主な業種における事故の型別死傷者数(図 4)	
5	起因物別災害発生状況	9
	起因物別休業4日以上の死傷者割合(図 5-1)	
	起因物別死亡者割合(図 5-2)	
(1)	製造業死傷者数(図 5-3)	10
	ア 食料品製造業死傷者数(図 5-4)	
(2)	建設業死傷者数(図 5-5)	
(3)	陸上貨物運送事業(道路貨物運送業および陸上貨物取扱業)死傷者数(図 5-6)	11
(4)	第三次産業死傷者数	11、12
	ア 小売業(図 5-7) イ 社会福祉施設(図 5-8) ウ 飲食店(図 5-9)	
(5)	ビルメンテナンス業死傷者数(図 5-10)	12
(6)	産業廃棄物処理業死傷者数(図 5-11)	
(7)	警備業死傷者数(図 5-12)	

6	年齢階層別災害発生状況	-----	13
	年齢階層別死傷者数 (図 6-1)	年齢階層別死傷者数 推移 (図 6-2)	
	年齢階層別死亡者数 (図 6-3)	年齢階層別死亡者数 推移 (図 6-4)	
	業種別 50 歳以上の死傷者数の割合 (図 6-5)	-----	14
7	経験年数別災害発生状況	-----	14
	業種別経験年数 1 年未満の死傷者数の割合 (図 7)		
8	交通労働災害発生状況	-----	15
	業種別死亡者数 (図 8-1)		
	交通労働災害 死亡者数の推移 (図 8-2)		
	※安全衛生取り組み状況に関するアンケートにご協力ください。(二次元バーコード)		
9	業務上疾病発生状況	-----	16
	業務上疾病発生状況 (年次別推移: 令和元年~令和 5 年) (表 9-1)		
	業務上疾病発生状況 (年次別推移: 令和元年~令和 5 年) (図 9-1)		
	業務上疾病による死亡災害 (令和元年~令和 5 年分) (図 9-2)	-----	17
	腰痛災害発生状況 (令和 5 年) (図 9-3)		
	熱中症による労働災害発生状況 (年次別推移: 令和元年~令和 5 年) (図 9-4)		
10	労災保険給付等状況 (脳・心臓疾患及び精神障害)	-----	18
	脳・心臓疾患の労災補償状況 (年度別推移: 平成 30 年~令和 4 年) (図 10-1)		
	精神障害等の労災補償状況 (年度別推移: 平成 30 年~令和 4 年) (図 10-2)		
11	健康診断結果	-----	19
	(1) 定期健康診断の実施状況		
	業種別定期健康診断実施状況 (令和 5 年) (表 11-1)		
	定期健康診断 有所見率の推移 (神奈川・全国) (図 11-1)		
	定期健康診断結果の有所見者率の推移 (図 11-2)	-----	20
	(2) 特殊健康診断の実施状況		
	特殊健康診断実施状況 (令和 5 年) (表 11-2)		
	特殊健康診断有所見率の推移 (年次別推移: 令和元年~令和 5 年) (図 11-3)	-----	21
	(3) じん肺健康管理実施状況		
	じん肺健康管理実施状況 (年次別推移: 令和元年~令和 5 年) (表 11-3)		
	(4) ストレスチェック制度の実施状況 (令和 5 年)	-----	22
	「心理的な負担の程度を検査するための検査」実施状況 (神奈川・全国) (表 11-4)		
	ストレスチェック検査・集団ごとの分析の有無 (神奈川) (図 11-4)		
12	死亡災害の概要	-----	23
13	第 14 次労働災害防止推進計画 (神奈川計画) の概要	-----	28
14	最近のパンフレット (高齢者/転倒防止/熱中症/電子申請/荷役作業)	-----	32

はじめに

全国で発生した労働災害は、昭和36年に死傷者数466,126人（休業8日以上）、昭和38年に死亡者数6,506人をピークに、その後、昭和47年に統計対象を休業4日以上の死傷者数とした以降を含み長期的に減少しています。

神奈川県労働局管内の労働災害も、同様に昭和37年に死傷者数25,217人（休業8日以上）、昭和42年死亡者数312名をピークとして長期的には減少しています。

神奈川県労働局管内の労働災害の最近の推移について、休業4日以上の死傷者数（以下「死傷者数」と略）は平成21年に過去最少の6,215人になってから6,500人前後で推移してきましたが、平成30年から増加傾向が明らかとなり、令和4年には、新型コロナウイルスの影響により16,571人と昭和49年以降最多となりましたが、令和5年は新型コロナウイルスの影響が少なくなったことから、9,838人と前年から6,733人減少（-40.6%）となりました。死亡者数は、令和4年の49人から7人減少の42人となりました。新型コロナウイルスを除いた死傷者数は8,002人（前年比210人増加の増加率2.7%）となりました。

令和5年の死傷者数（新型コロナ除く）を、主な業種別にみると製造業・陸上貨物運送事業が減少、建設業、小売業、社会福祉施設、飲食店が増加となり、なかでも大幅な増加が社会福祉施設（前年比127人、12.9%増加）及び建設業（前年比72人、10.3%増加）で認められました。

事故の型別では、死傷者数が多い順で「転倒」（23.6%）、「動作の反動、無理な動作」（20.9%）「墜落、転落」（15.7%）となり前年に比べ「転倒」が2%減少しました。死亡者数については、多い順で「墜落、転落」15人（前年+4）、「交通事故（道路）」7人（前年+1）、「はさまれ、巻き込まれ」5人（前年+4）となりました。

年齢階層別にみると、60歳以上の年齢層において、死傷者数が2,090人（前年+71）で増加傾向を示しており、全産業において占める割合が26.1%となりました。

これらの分析結果に基づき、神奈川県労働局では、「第14次労働災害防止推進計画（神奈川県計画）」（令和4（2023）年度～令和8（2027）年度）を推進してまいります。

また、同計画においては、8つの重点対策を定め、転倒や腰痛などの作業行動に起因する労働災害防止の推進、高年齢労働者の労働災害防止対策の推進など、官民一体となって取り組むことが重要です。

事業者、関係者の皆様におかれましては、本冊子を労働災害防止のための一助としてご活用いただければ幸いです。そして、基本的な安全衛生対策の実施はもとより、雇入れ時教育等の安全衛生教育の教育内容の充実、さらには「危険の見える化」など災害防止活動の一層の活発化をお願い申し上げます。

令和6年5月 神奈川県労働局労働基準部

労働災害とは

労働災害とは、労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。（労働安全衛生法第2条第1号）

事業者等の責務

事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。（労働安全衛生法第3条第1項）

労働災害と事業者責任

(1) 安全配慮義務

安全配慮義務は判例上認められたものです。

事業主がこの安全配慮義務を履行していないときは、債務不履行責任（民法第415条）が問われます。

労働契約法第5条では、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするもの。」と規定しています。

(2) 事業者等の災害防止責任

法令違反と義務主体の責任

刑事上の責任

- ・労働安全衛生法：措置義務違反
- ・刑法：業務上過失致死傷
(罰則の適用)

行政上の制裁

- ・使用/作業停止
- ・入札停止
- ・営業停止
- ・企業名公表 等

民事上の責任

- ・労働契約法第5条
:労働者の安全への配慮
- ・民法第415条：債務不履行責任
- ・民法第709条：不法行為責任
- ・民法第715条：使用者責任

社会的制裁

- ・マスコミでの非難報道や風評
- ・信用失墜、顧客離れ
- ・経営不振→廃業

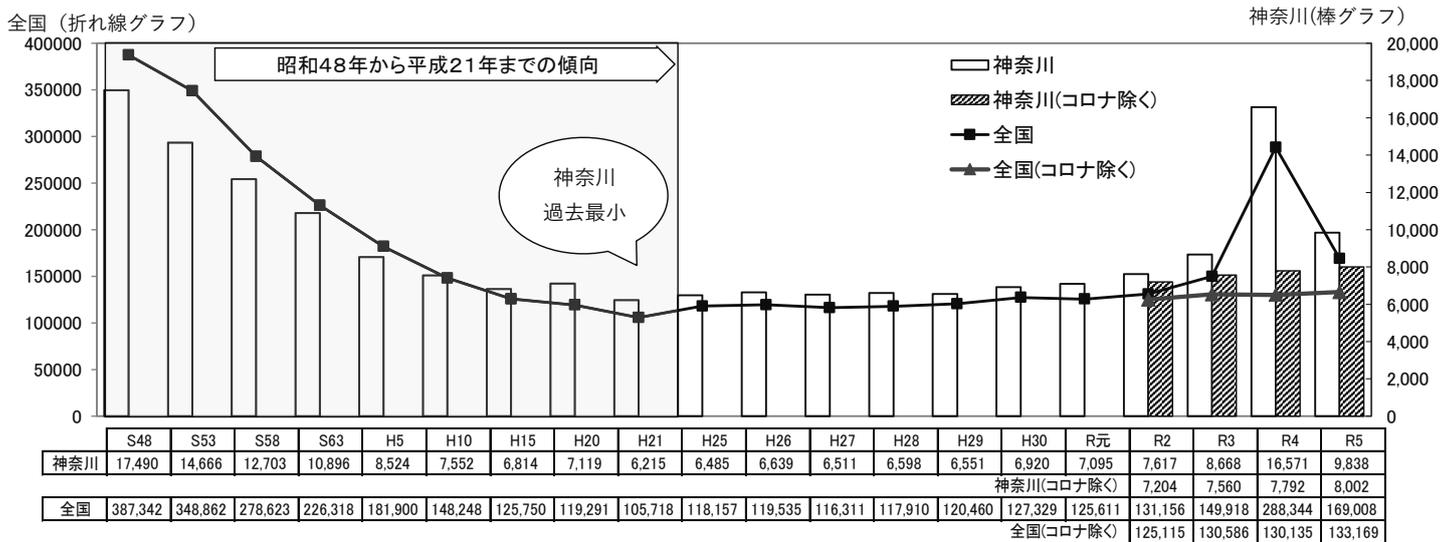
1 労働災害の推移

全国および神奈川労働局管内の死傷者数については、長期的には減少傾向を示していましたが、平成21年を底に、増減を繰り返した後、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年以降3年連続で増加し、令和5年は再び減少しました。

しかしながら、令和5年は全国、神奈川労働局管内共に、新型コロナウイルス感染症流行前の令和元年よりも増加しています。

全国と神奈川労働局管内は類似した傾向で推移しています。

図1-1 死傷者数の年別推移



(死亡及び休業4日以上)

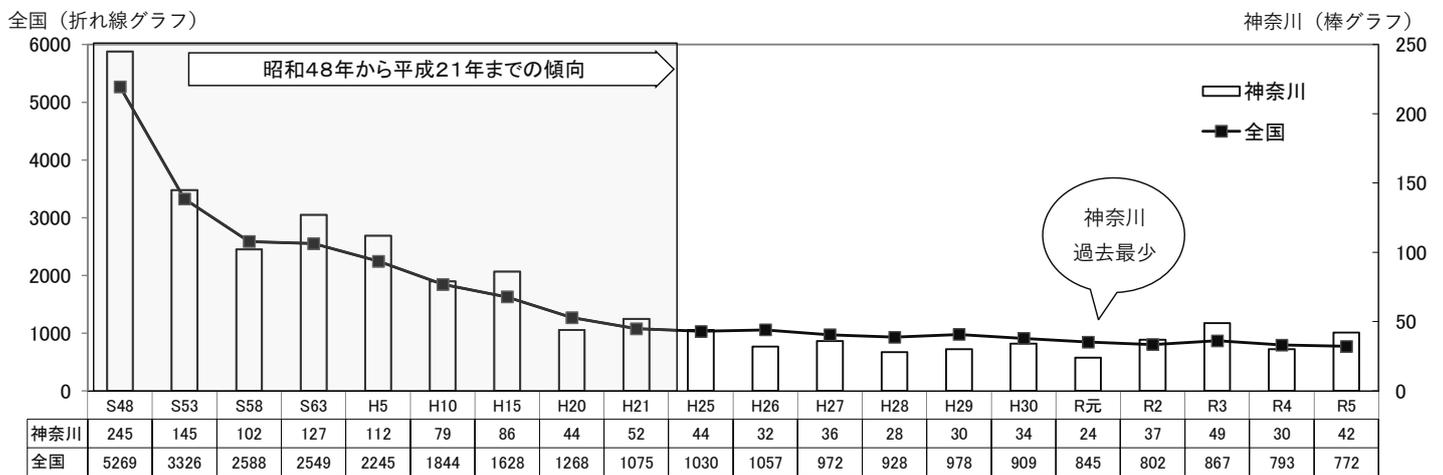
(全国データは労災給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)から作成)

神奈川データは平成10年までは労災給付データ、平成15年以降は労働者死傷病報告から作成)

全国の労働災害による死亡者数は、労働安全衛生法が施行された昭和47年以降、昭和48年をピークに、増減を繰り返しながら長期的には減少傾向を示しており、平成27年以降は死亡者数が千人を下回っています。

神奈川労働局管内の労働災害による死亡者数は、昭和48年の245人をピークとして長期的に減少傾向にあり、令和元年には24人と過去最少となったものの、令和3年に急増し、令和4年に減少したものの、令和5年は再び増加して42人となりました。

図1-2 死亡者数の年別推移



(令和3年に6件、令和4年に1件発生した新型コロナウイルス感染症のり患による死亡者数を含む)

(死亡災害報告から作成)

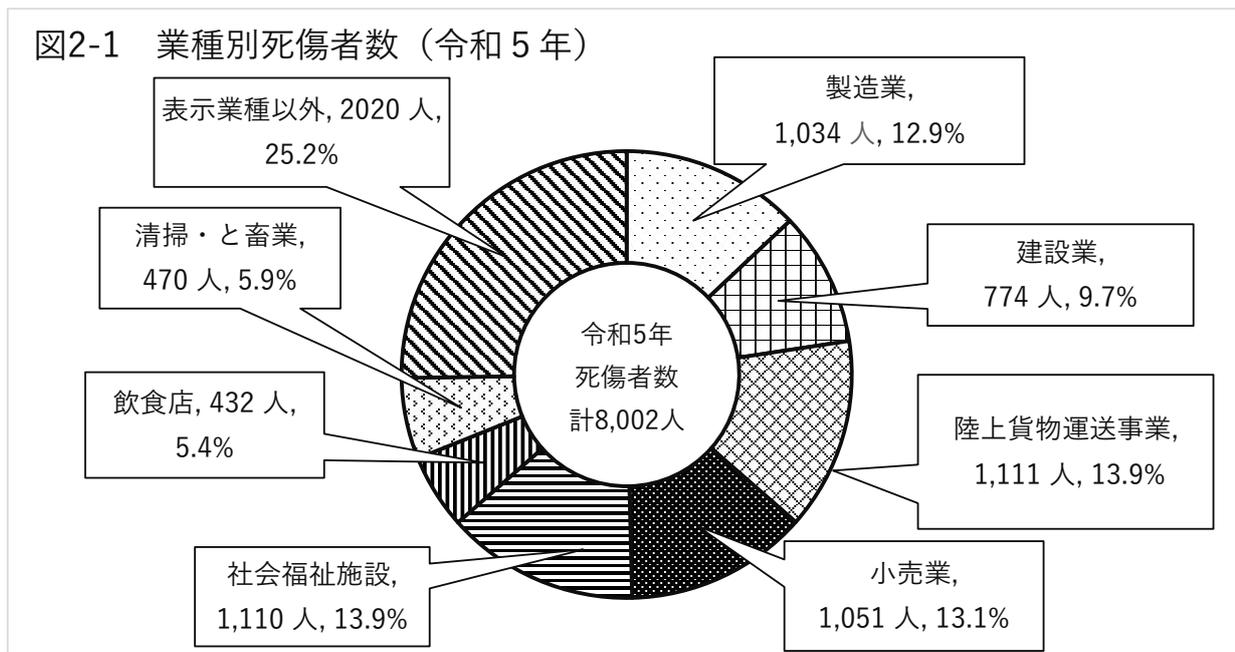
(令和5年の死亡者数は確定前の暫定値)

これ以降は、新型コロナウイルス感染症による労働災害は除外した件数を使用しています。
 死傷者数は、令和6年4月8日時点の労働者死傷病報告の受理件数を使用しています。
 死亡者数は、令和6年4月8日時点の当局で把握した件数を使用しています。

2 業種別災害発生状況

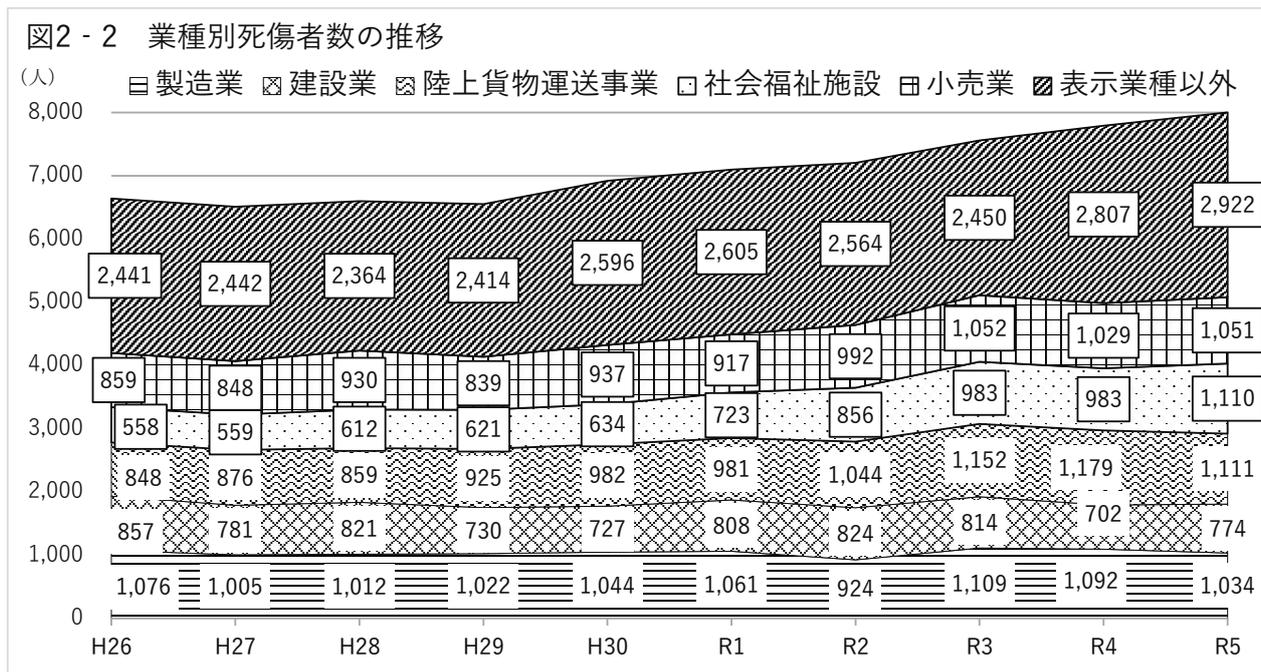
(1) 業種別死傷者数

死傷者数 8,002 人を災害の多い業種別に見ると、陸上貨物運送事業 1,111 人(13.9%)、社会福祉施設 1,110 人(13.9%)、小売業 1,051 人(13.1%)、製造業 1,034 人(12.9%)で、この上位4業種だけで 53.8%を占めています。(図 2-1)



(2) 業種別死傷者数の推移

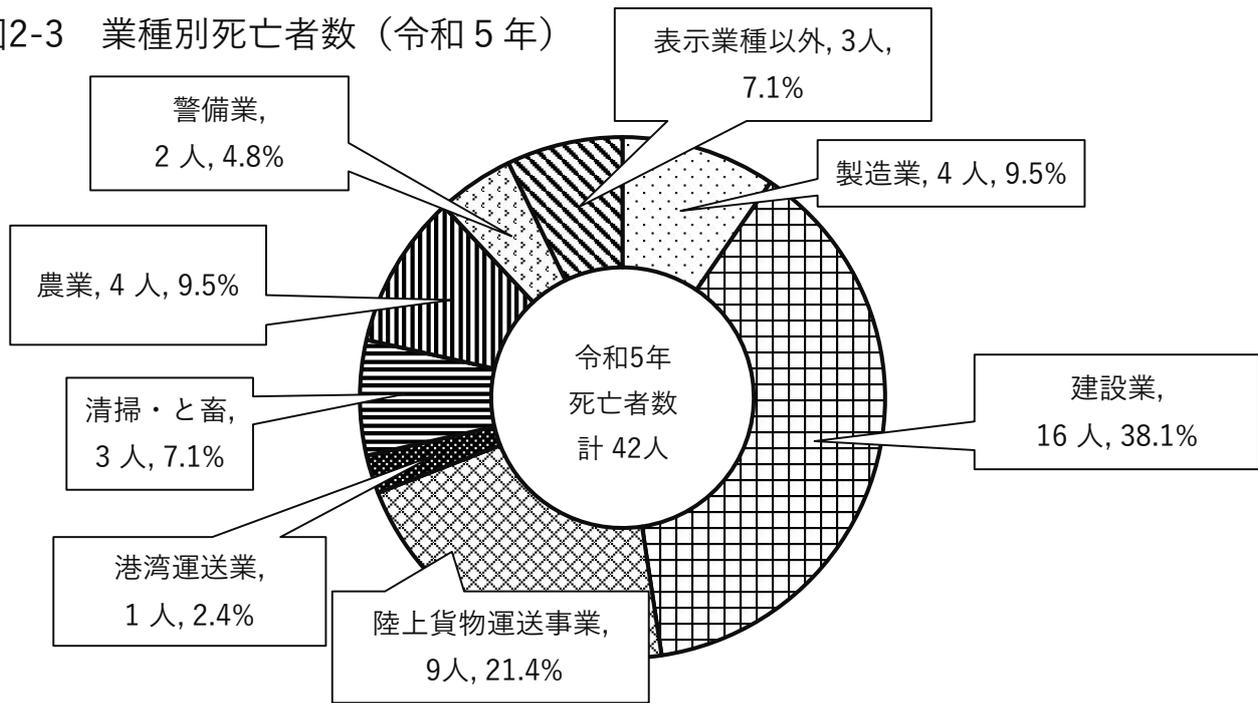
死傷者数の推移について、製造業は中長期的にほぼ横ばい、建設業は緩やかな減少、陸上貨物運送事業は 10 年前の平成 26 年から 31.0%増加、社会福祉施設も同様に 98.9%と大幅な増加となっています。社会福祉施設では、増加が顕著になっています。(図 2-2)



(3) 業種別死亡者数

死亡者数 42 人を災害の多い業種別に見ると、建設業 16 人(38.1%)、陸上貨物運送事業 9 人(21.4%)、製造業 4 人(9.5%)・農業 4 人(9.5%)の順となっています。(図 3-1)

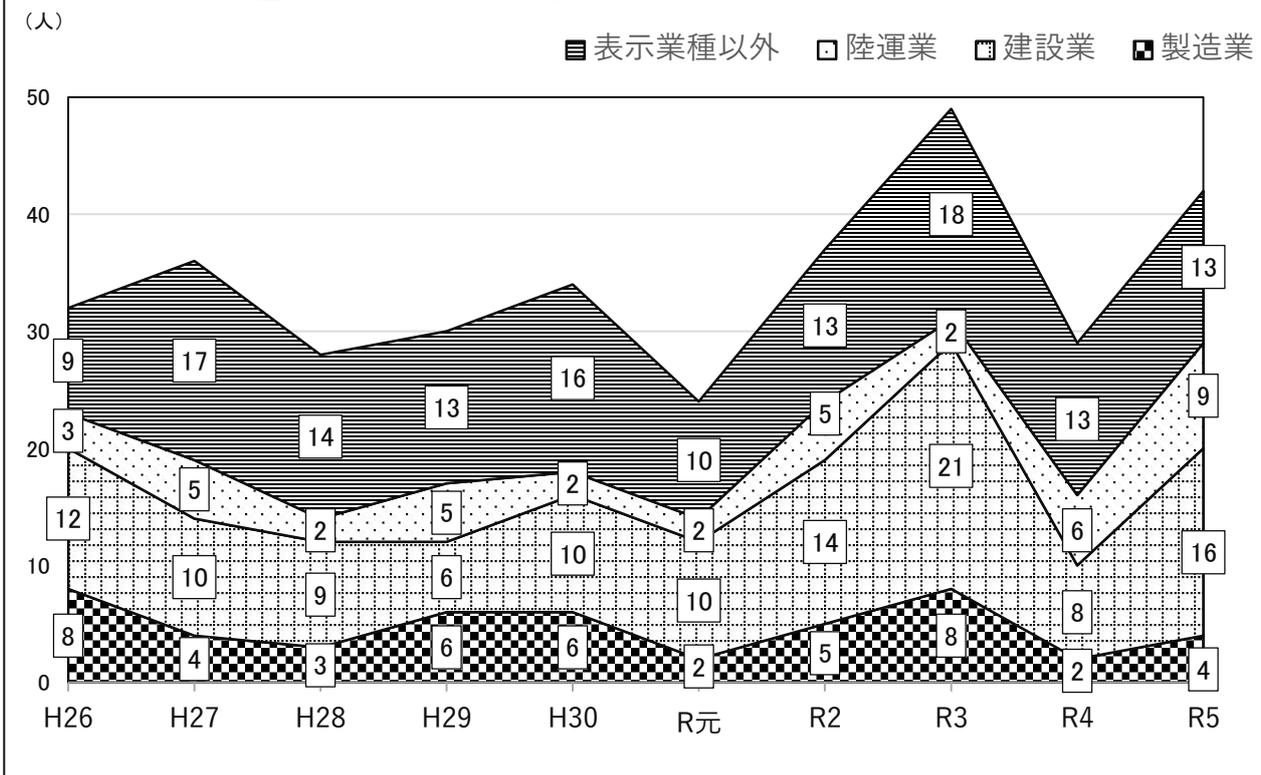
図2-3 業種別死亡者数 (令和 5 年)



(4) 業種別死亡者数の推移

死亡者数の推移について、製造業は中長期的にほぼ横ばい、建設業は増減を繰り返しながら増加、陸上貨物運送事業は 10 年前 (平成 26 年) の 3 人から 3 倍の 9 人に大幅な増加となっています。(図 2-4)

図2-4 業種別死亡者数の推移



3 事故の型別災害発生状況

死傷者数を事故の型別に分類すると、「転倒」(23.6%)が最も多く、次いで「動作の反動、無理な動作」(20.9%)、「墜落、転落」(15.7%)の順(図 3-1)となっています。

死亡災害については、「墜落、転落」(35.7%)、「交通事故(道路)」(16.7%)の順(図 3-2)になっています。主な業種における事故の型別死傷者数については、図 3-3 から図 3-12 に示すとおりです。

図3-1 事故の型別死傷者数

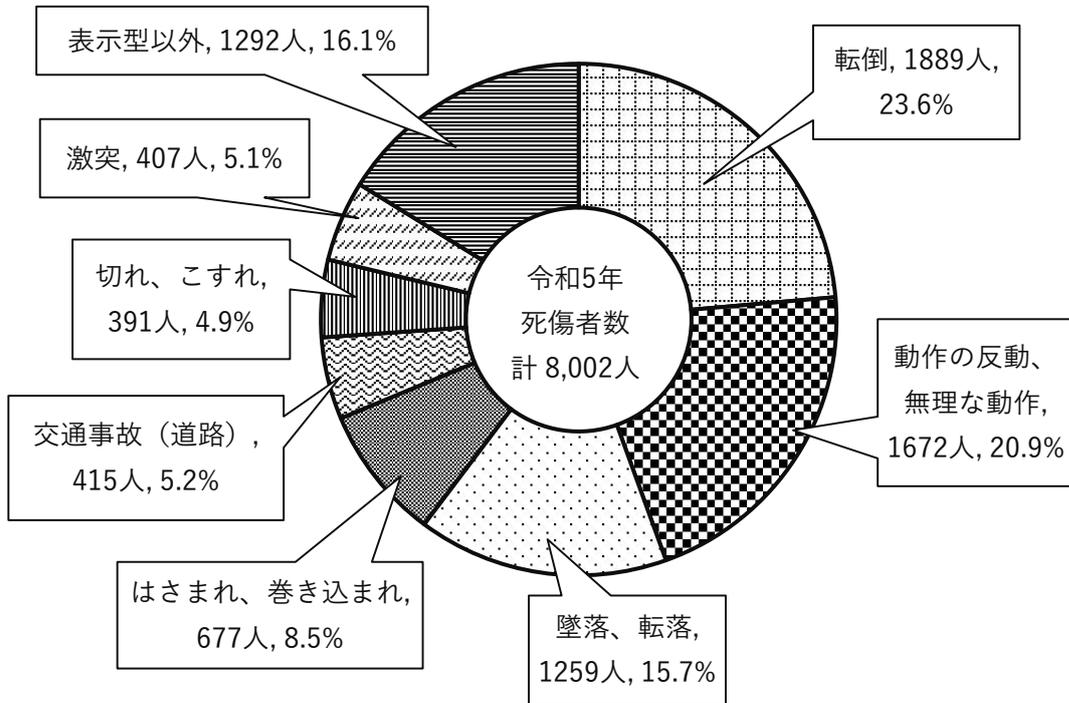
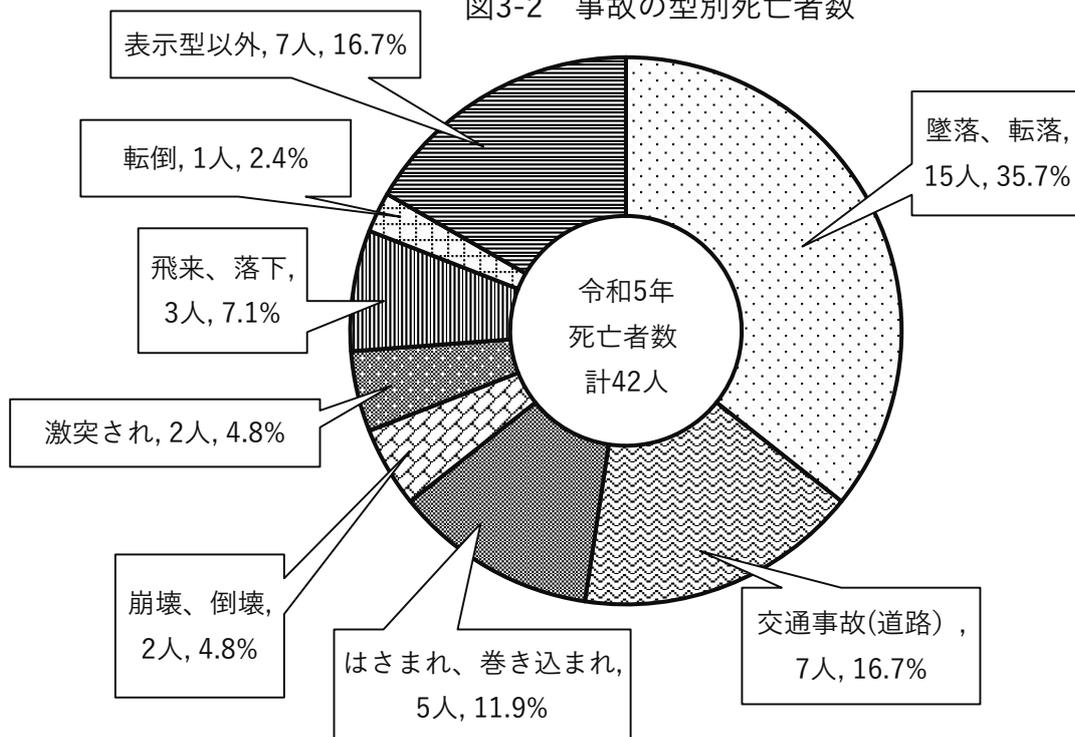
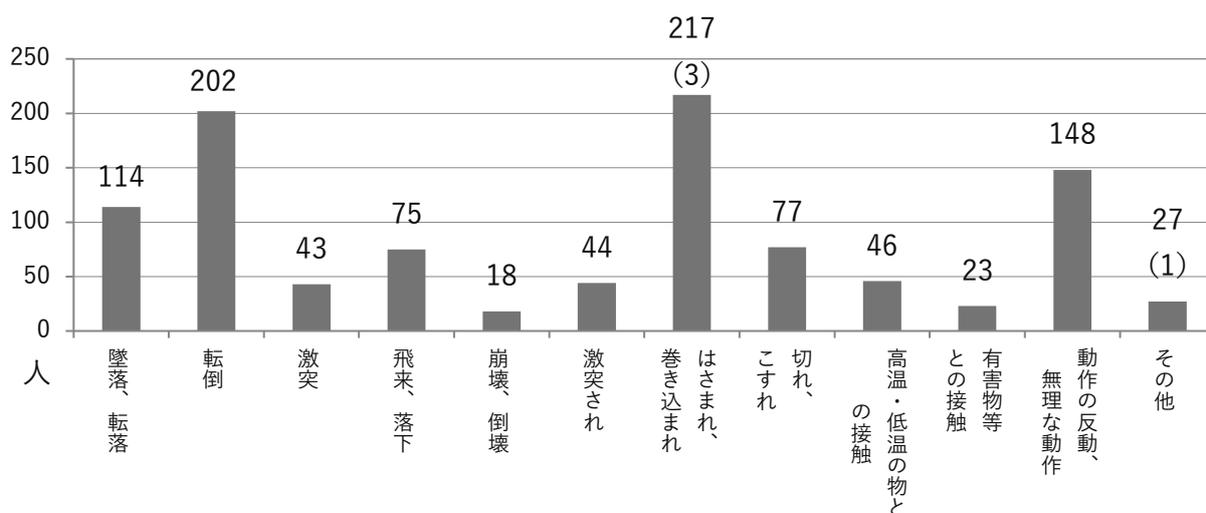


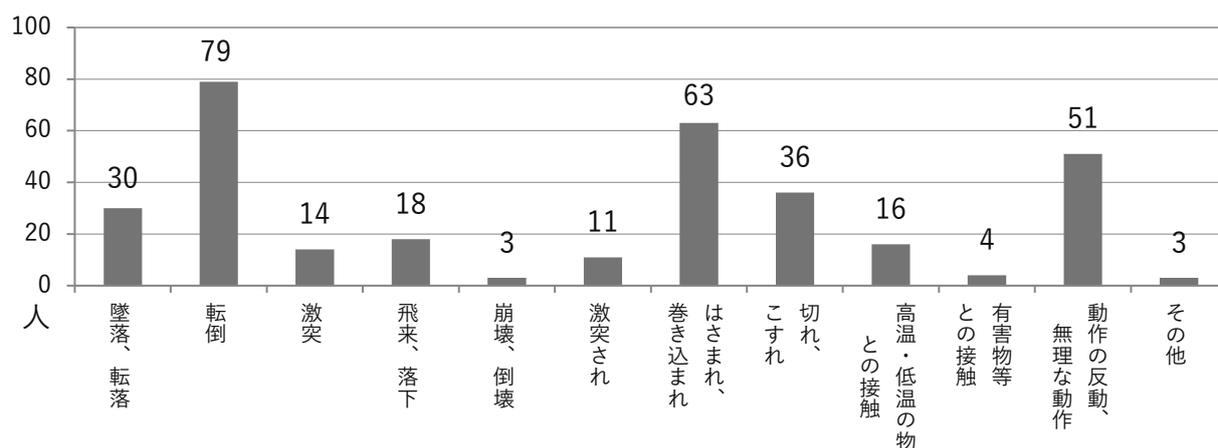
図3-2 事故の型別死亡者数



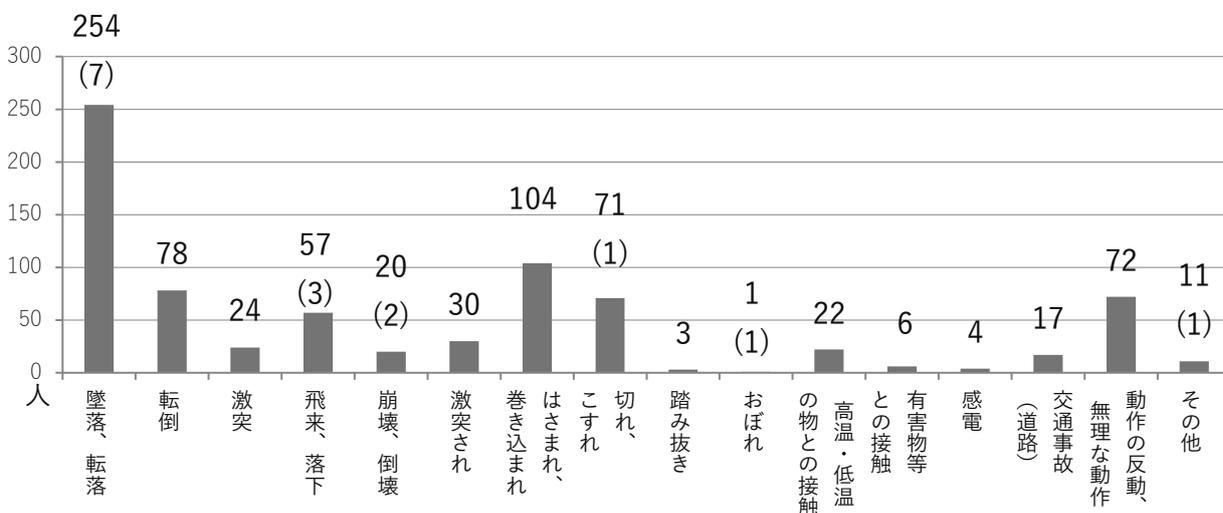
(1) 製造業死傷者数(図 3-3) 計 1,034 (4) () は死亡者数 (以下、同じ)



ア 食料品製造業死傷者数(図 3-4) 計 328 (0)

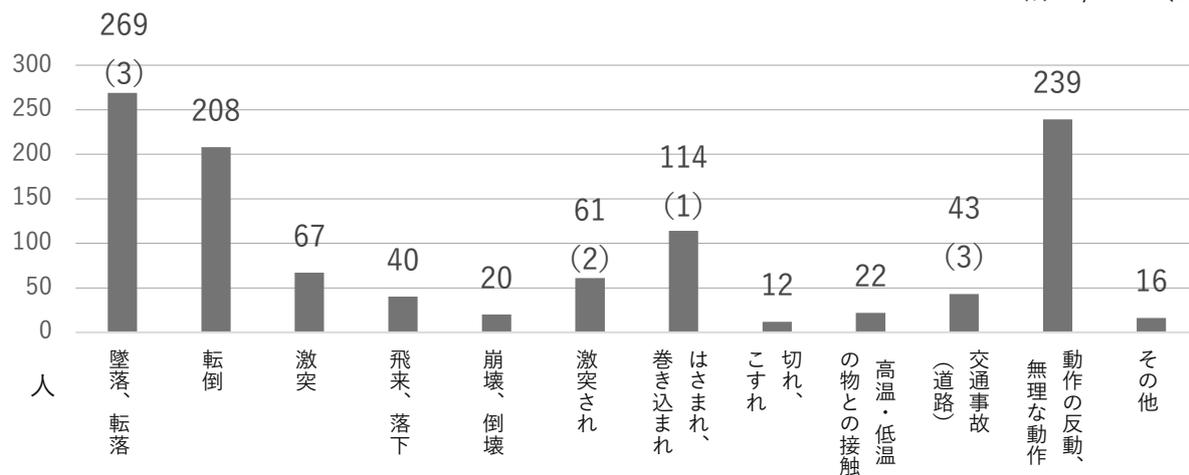


(2) 建設業死傷者数(図 3-5) 計 774 (16)



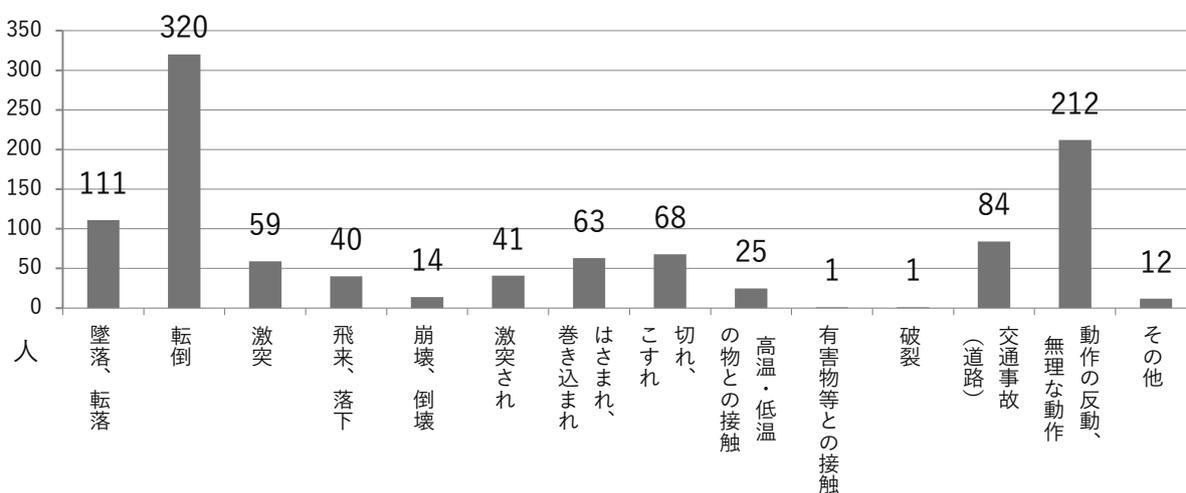
(3) 陸上貨物運送事業（道路貨物運送業及び陸上貨物取扱業）死傷者数(図 3-6)

計 1,111 (9)

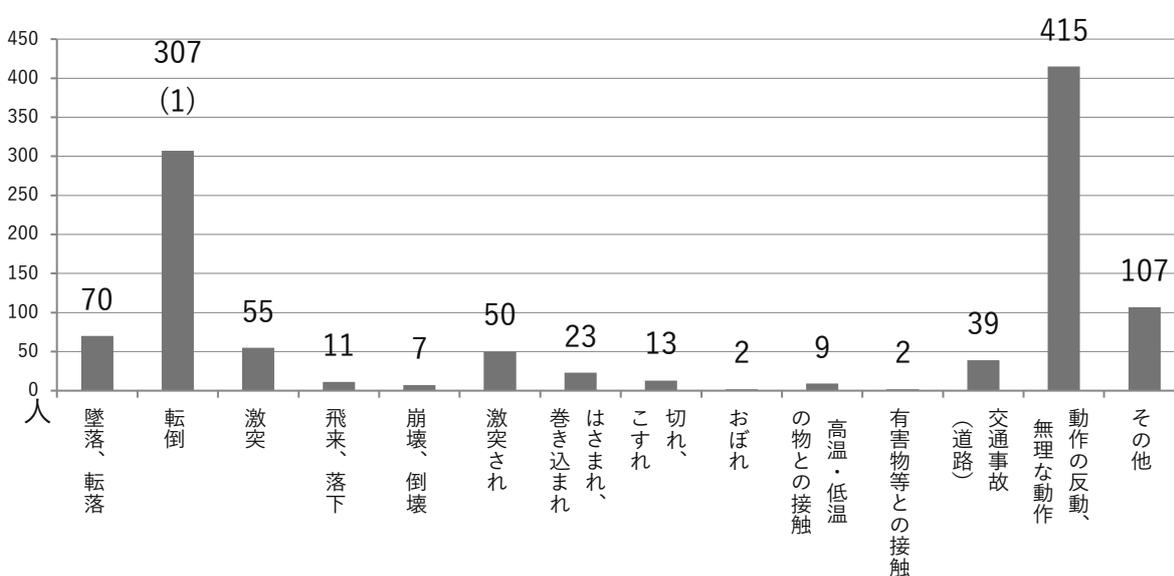


(4) 第三次産業死傷者数

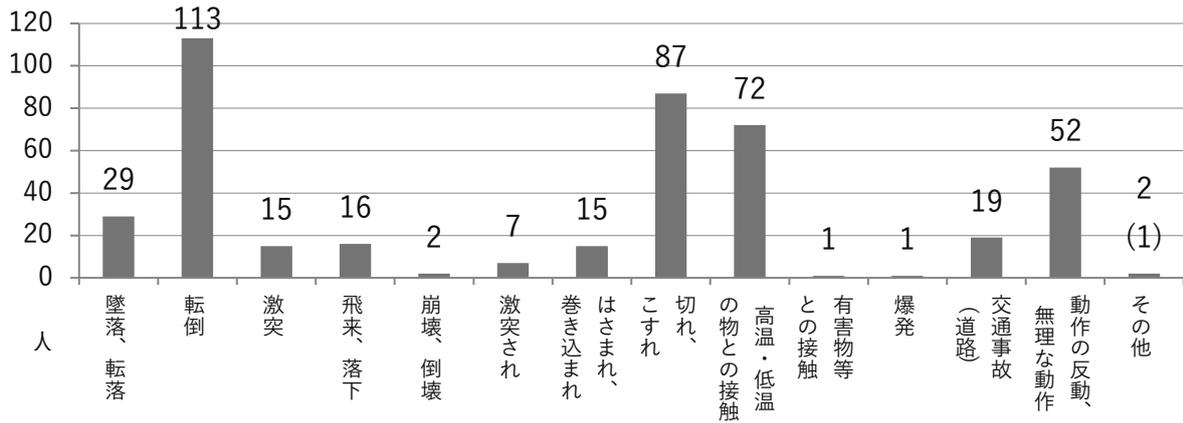
ア 小売業(図 3-7) 計 1,051 (0)



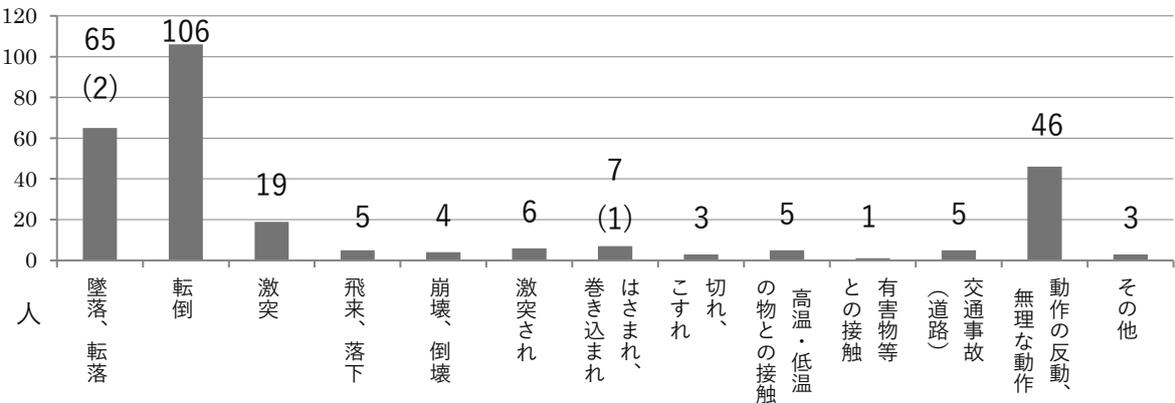
イ 社会福祉施設(図 3-8) 計 1,110 (1)



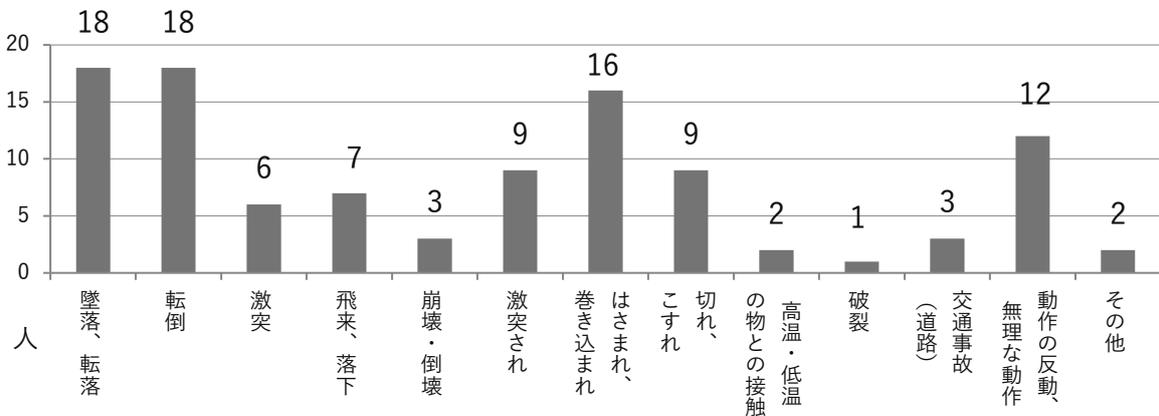
ウ 飲食店(図 3-9) 計 431 (1)



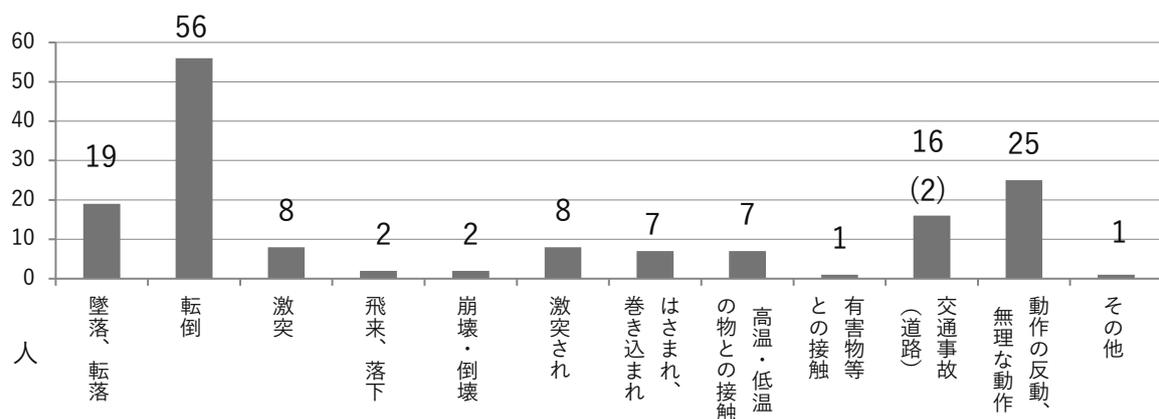
(5) ビルメンテナンス業死傷者数(図 3-10) 計 275 (3)



(6) 産業廃棄物処理業死傷者数(図 3-11) 計 106 (0)

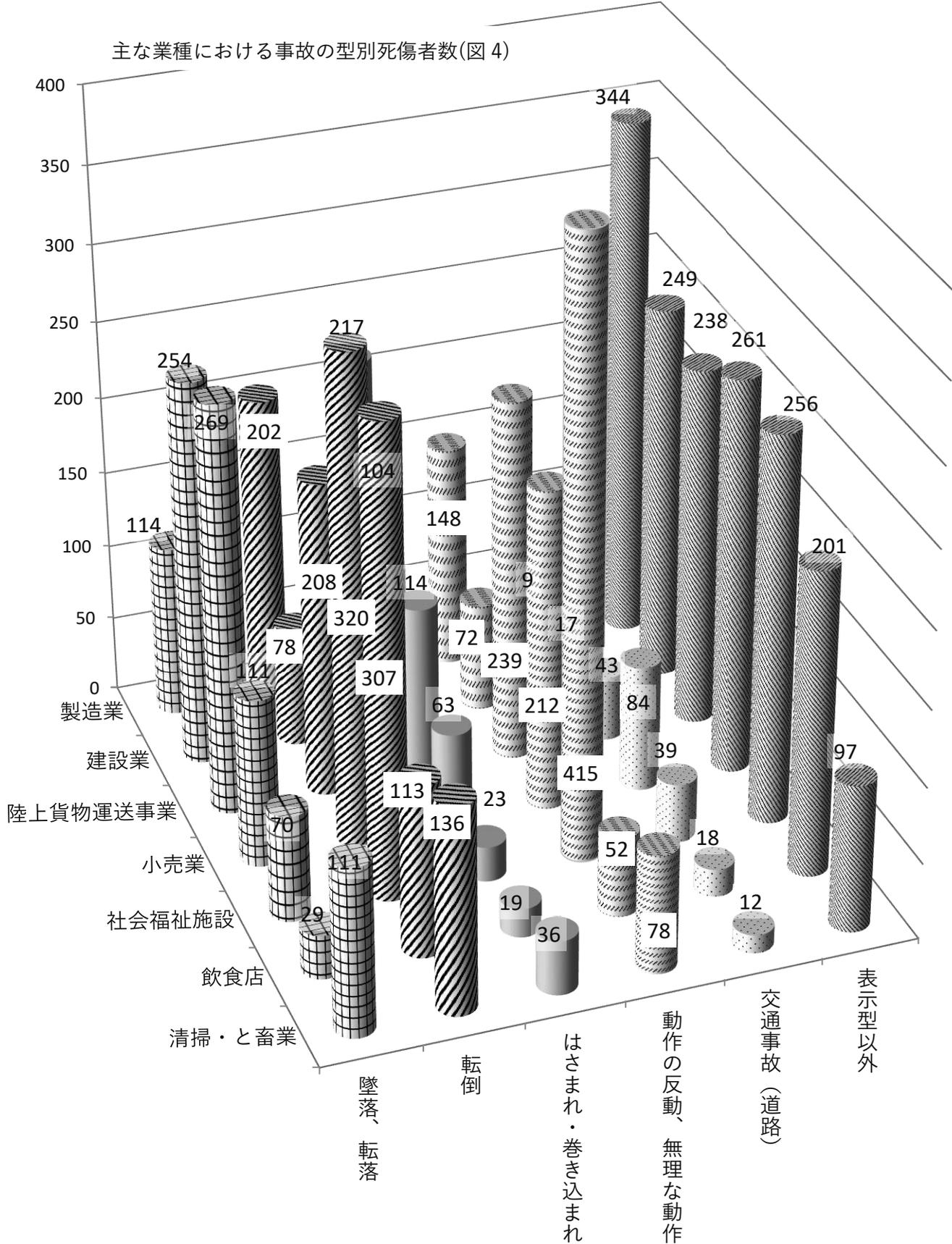


(7) 警備業死傷者数(図 3-12) 計 152 (2)



4 主な業種と事故の型別災害発生状況

死傷者数を業種別事故の型別で比較すると、社会福祉施設の動作の反動・無理な動作（人を抱え上げる、段差で足をひねるなど）が415件、小売業の転倒が320件、社会福祉施設の転倒（307件）が300件を超えています。（図4）



5 起因物別災害発生状況

全産業の死傷者数を起因物別に分類すると、「仮設物、建築物、構築物等」、「その他の装置等」（動力機械・物上げ装置・運搬機械以外の装置・設備、台車、包丁、はしご、脚立等を含む）、「物上げ装置・運搬機械」の順（図5-1）であり、死亡者数は、「物上げ装置、運搬機械」（クレーン、トラック、乗用車等を含む）、「仮設物、建築物、構築物等」（足場、作業床、通路等を含む）、「環境等」（高温・低温環境等を含む）の順（図5-2）になっています。

業種ごとの起因物別災害発生状況については、図5-3 から図5-12 に示すとおりです。

図5-1 起因物別死傷者数

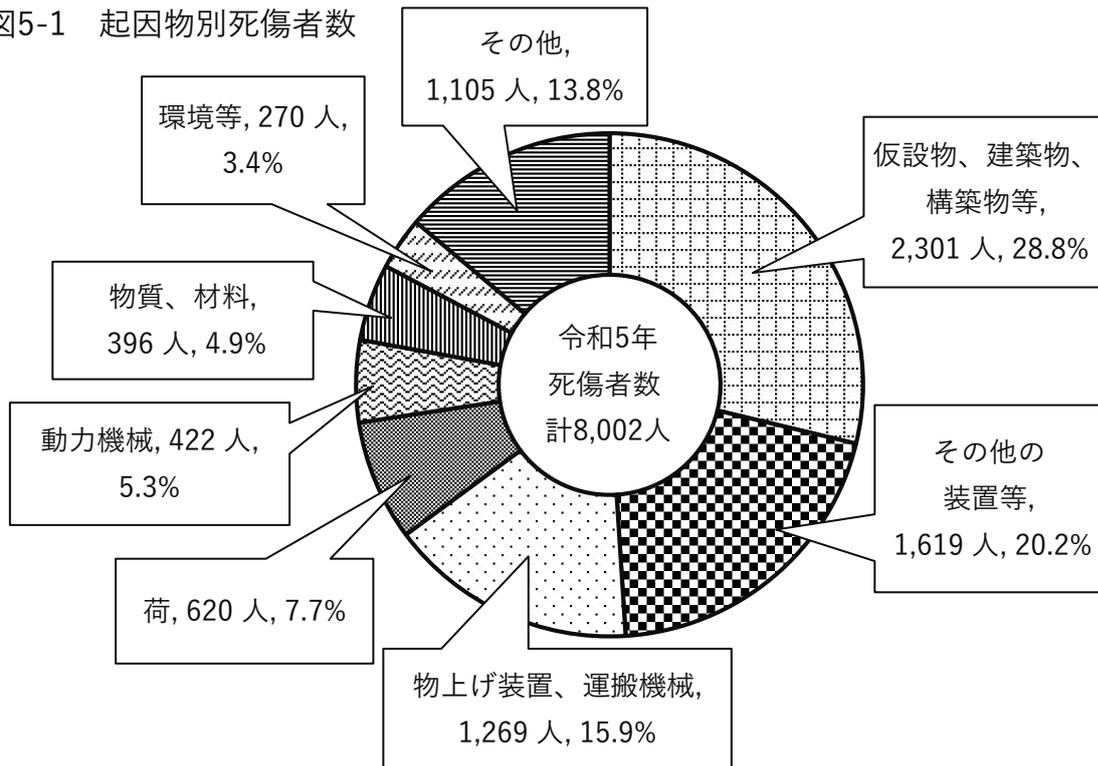
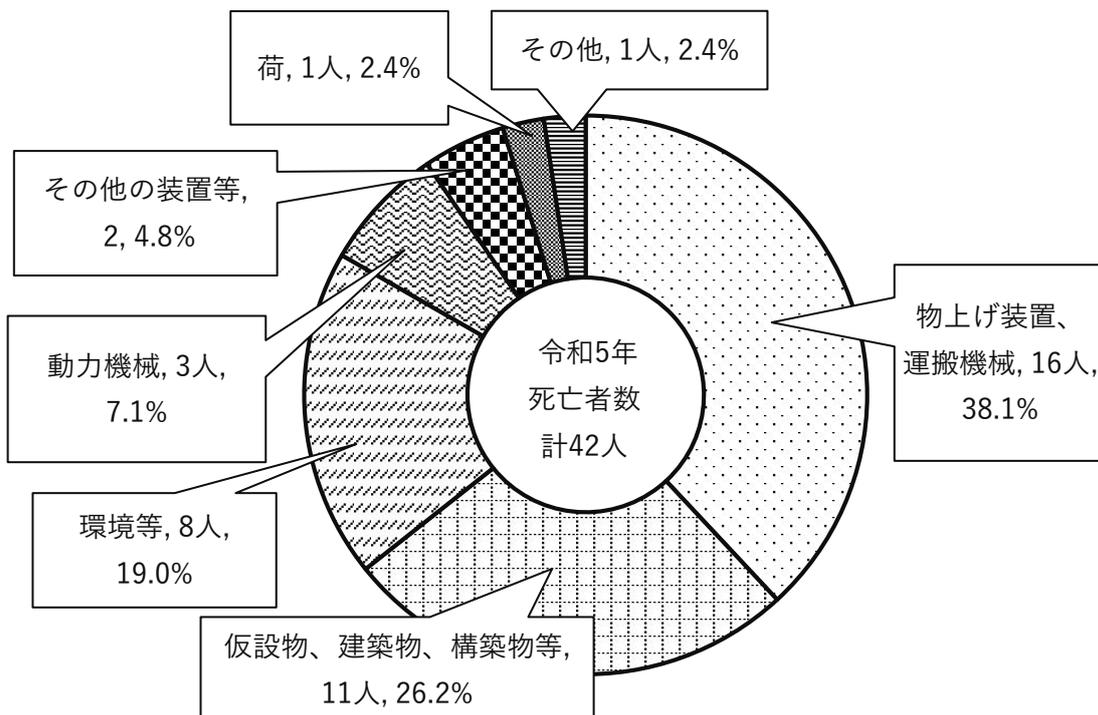
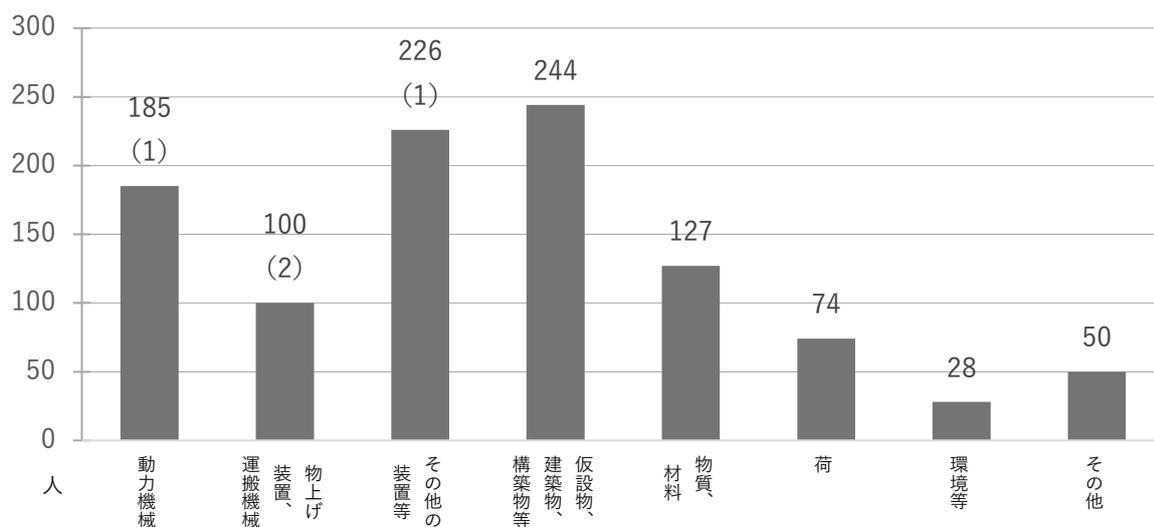


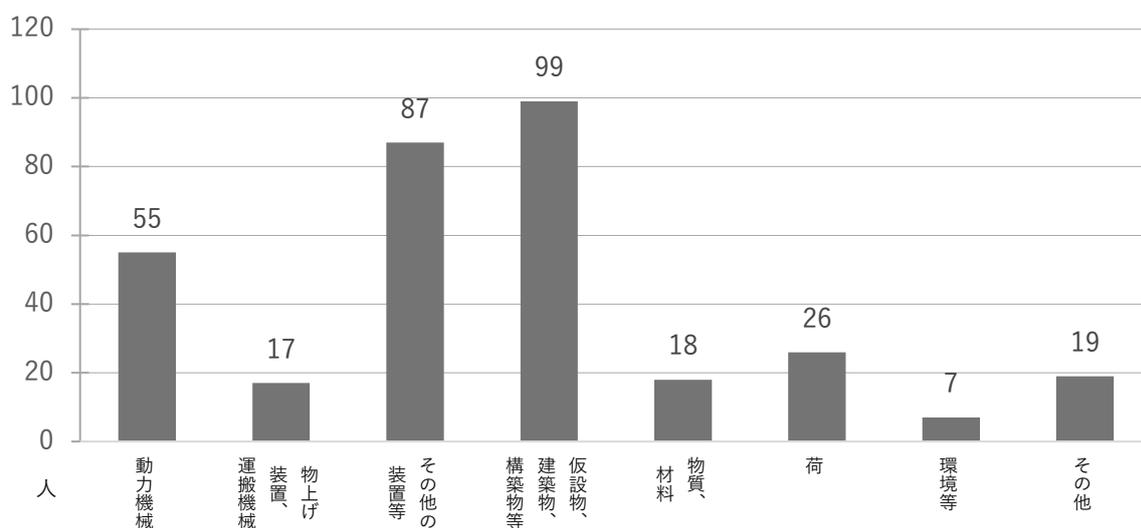
図5-2 起因物別死亡者数



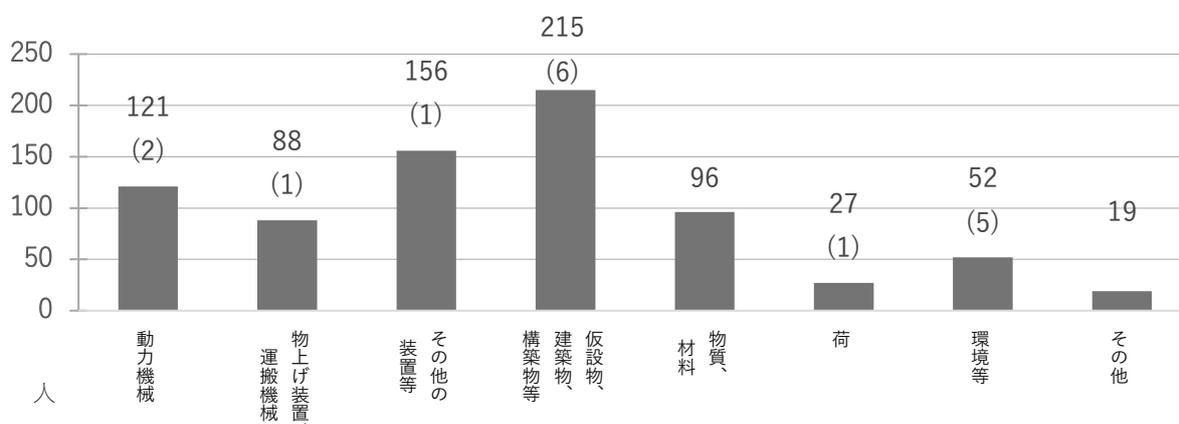
(1) 製造業死傷者数(図 5-3) 計 1,034 (4) () は死亡者数 (以下、同じ)



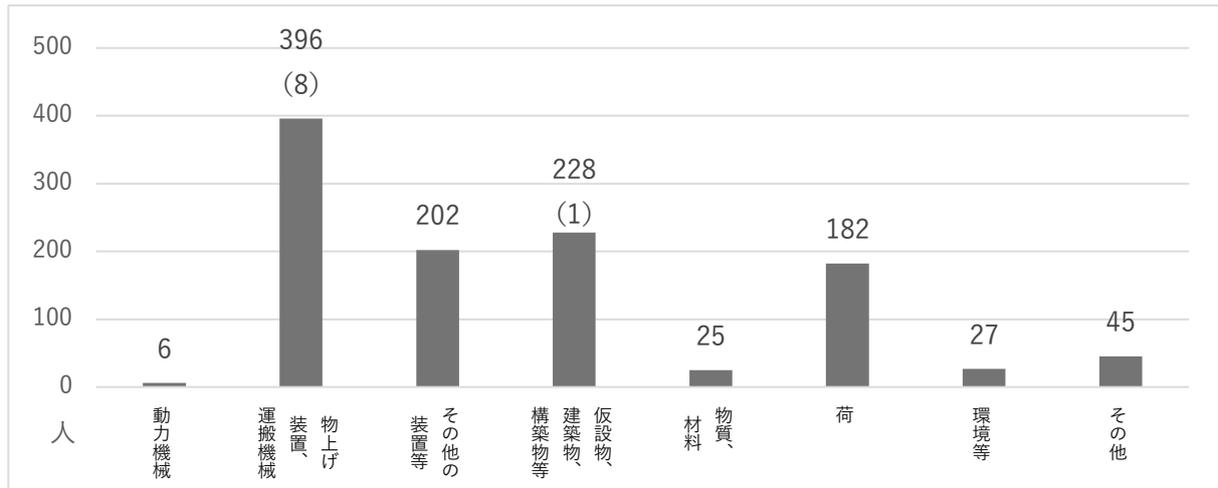
ア 食料品製造業死傷者数(図 5-4) 計 328 (0)



(2) 建設業死傷者数(図 5-5) 計 774 (16)

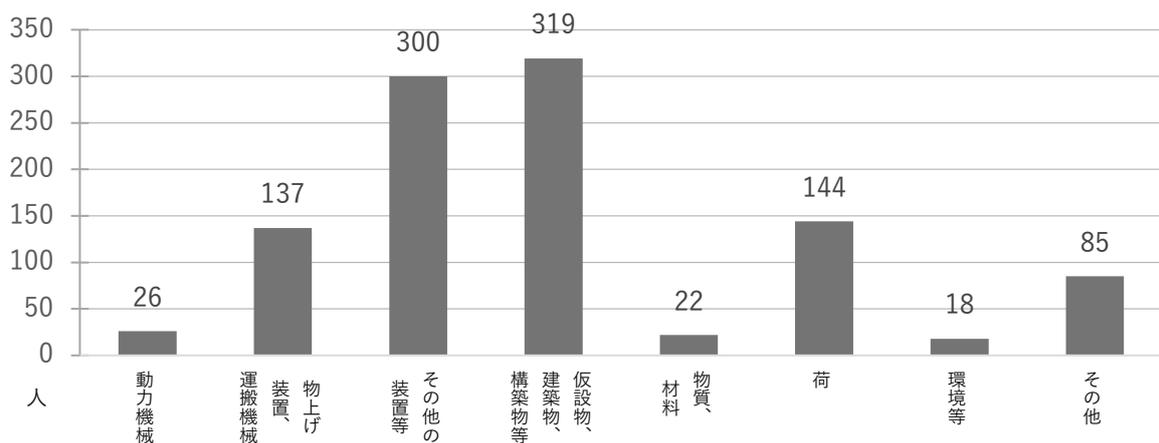


(3) 陸上貨物運送事業（道路貨物運送業及び陸上貨物取扱業）死傷者数(図 5-6)
計 1,111 (9)

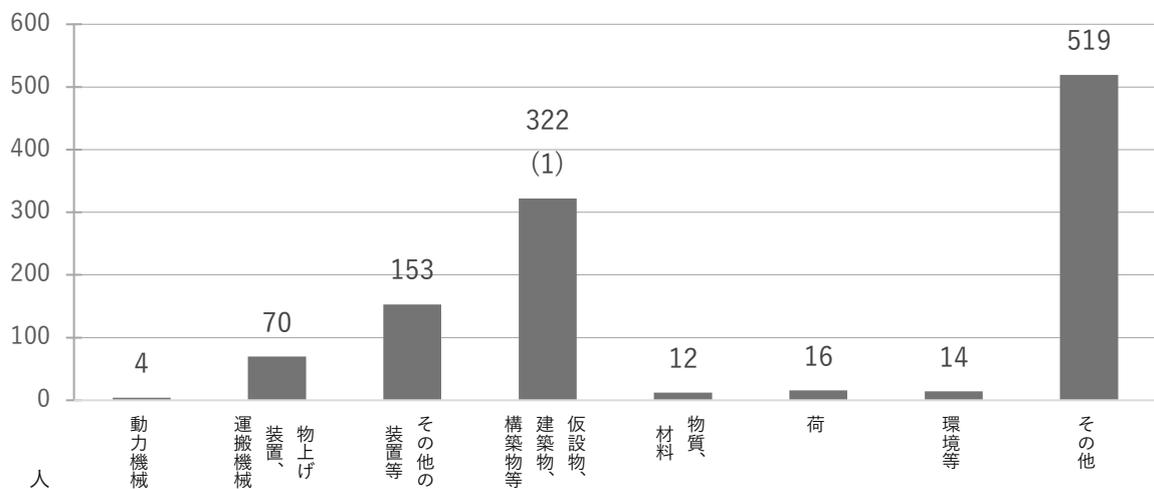


(4) 第三次産業死傷者数

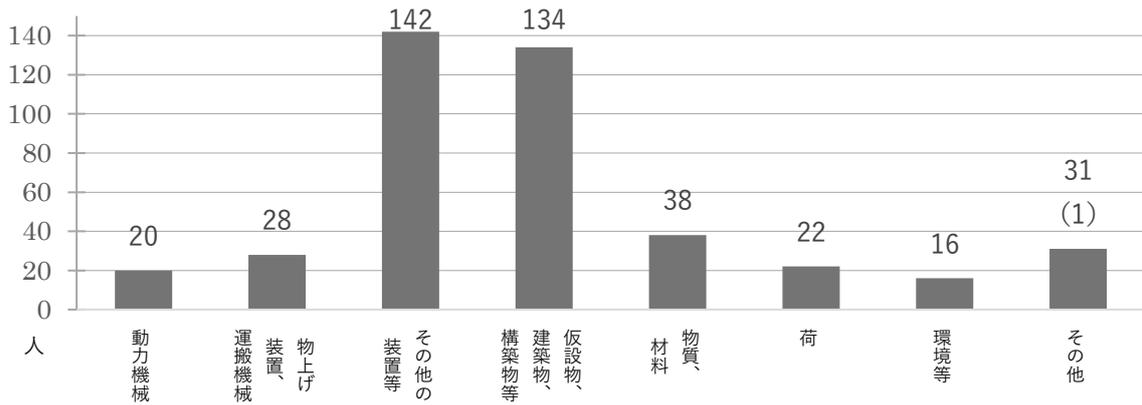
ア 小売業(図 5-7) 計 1,051 (0)



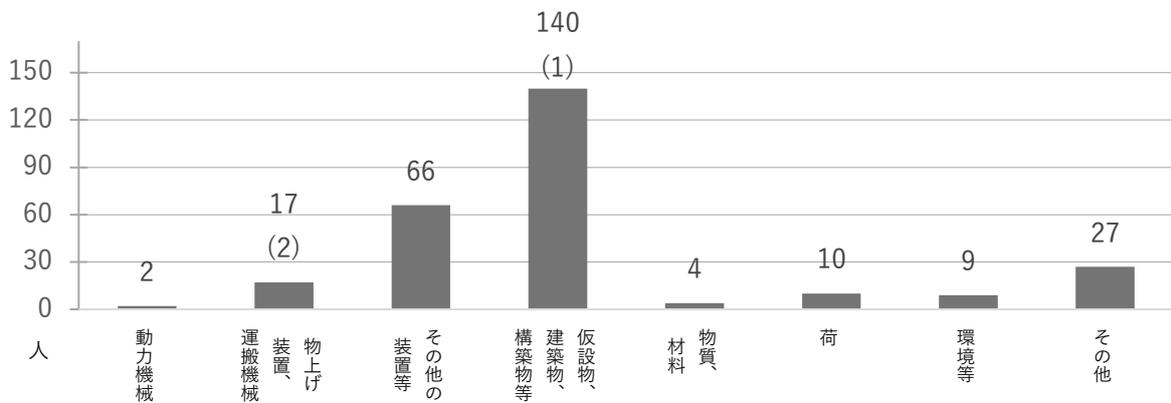
イ 社会福祉施設(図 5-8) 計 1,110 (1)



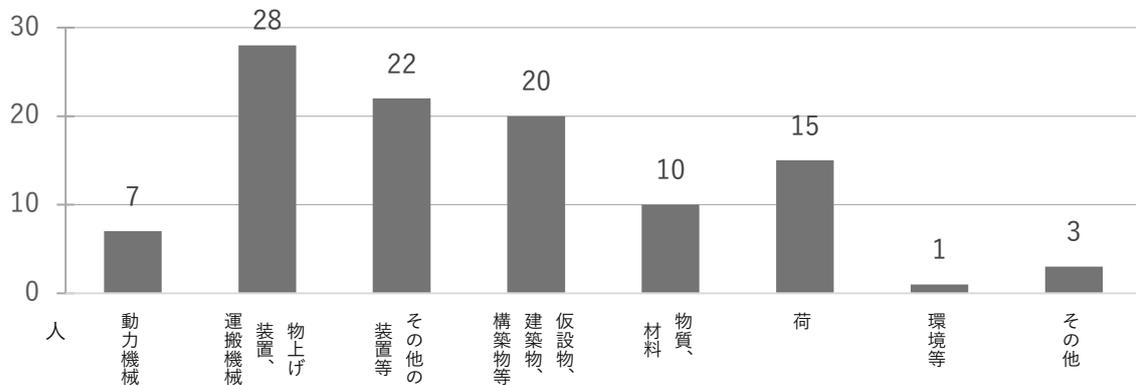
ウ 飲食店(図 5-9) 計 431 (1)



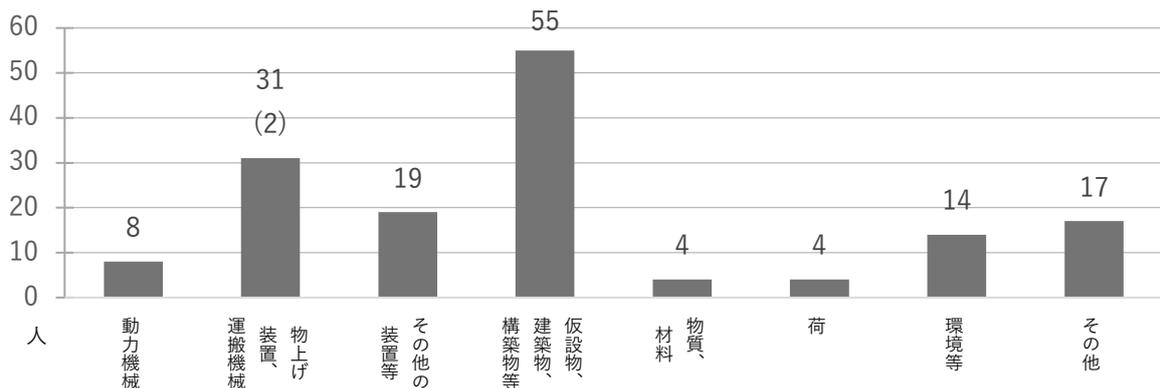
(5) ビルメンテナンス業死傷災害(図 5-10) 計 275 (3)



(6) 産業廃棄物処理業死傷者数(図 5-11) 計 106 (0)



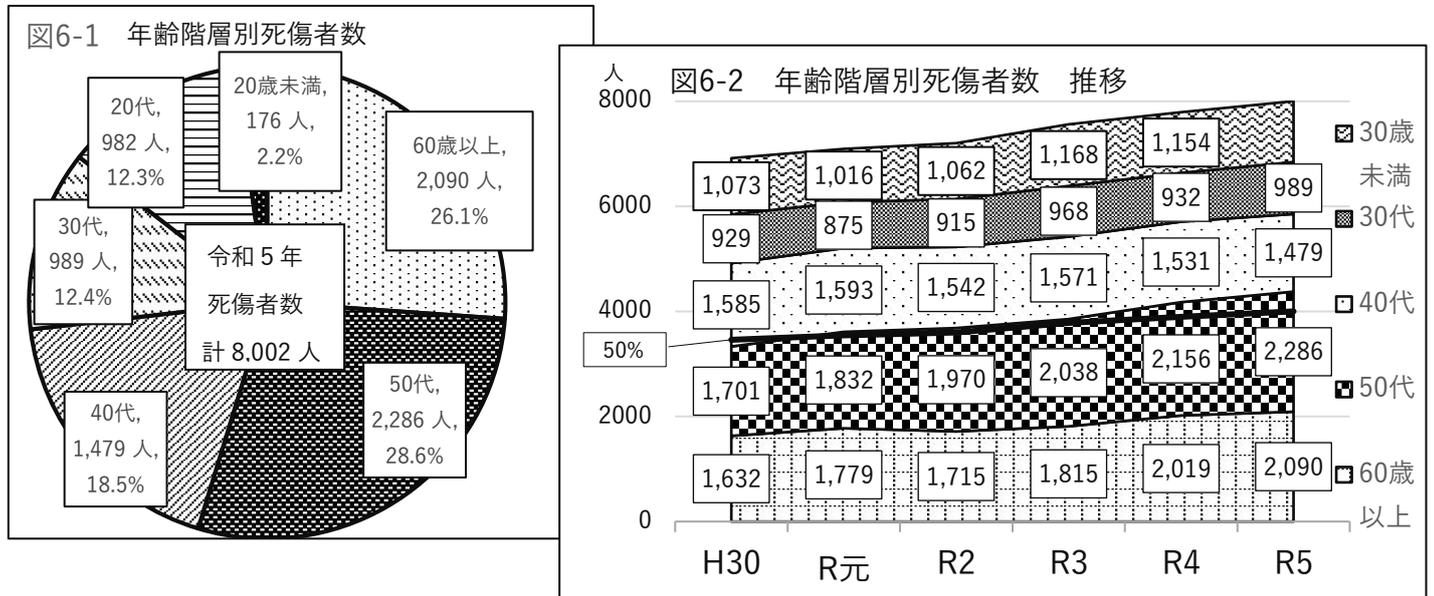
(7) 警備業死傷者数(図 5-12) 計 152 (2)



6 年齢階層別災害発生状況

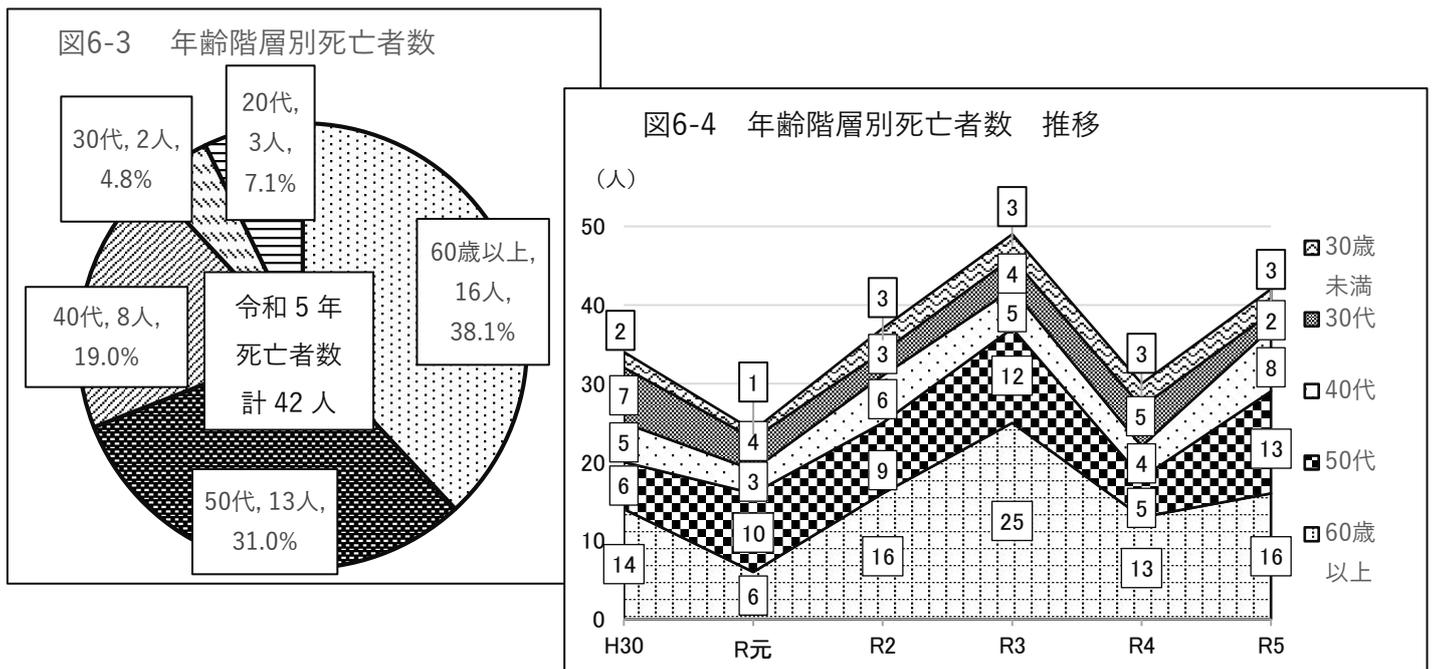
死傷者数を年齢階層別に見ると、50歳以上の労働者層の割合は54.7%、半数以上を占める結果となっています。(図6-1)

年齢階層別推移で見ると、50歳以上の労働者層は令和元年に全体の50%を超えてから、毎年約1%ずつ増加しています。(図6-2)

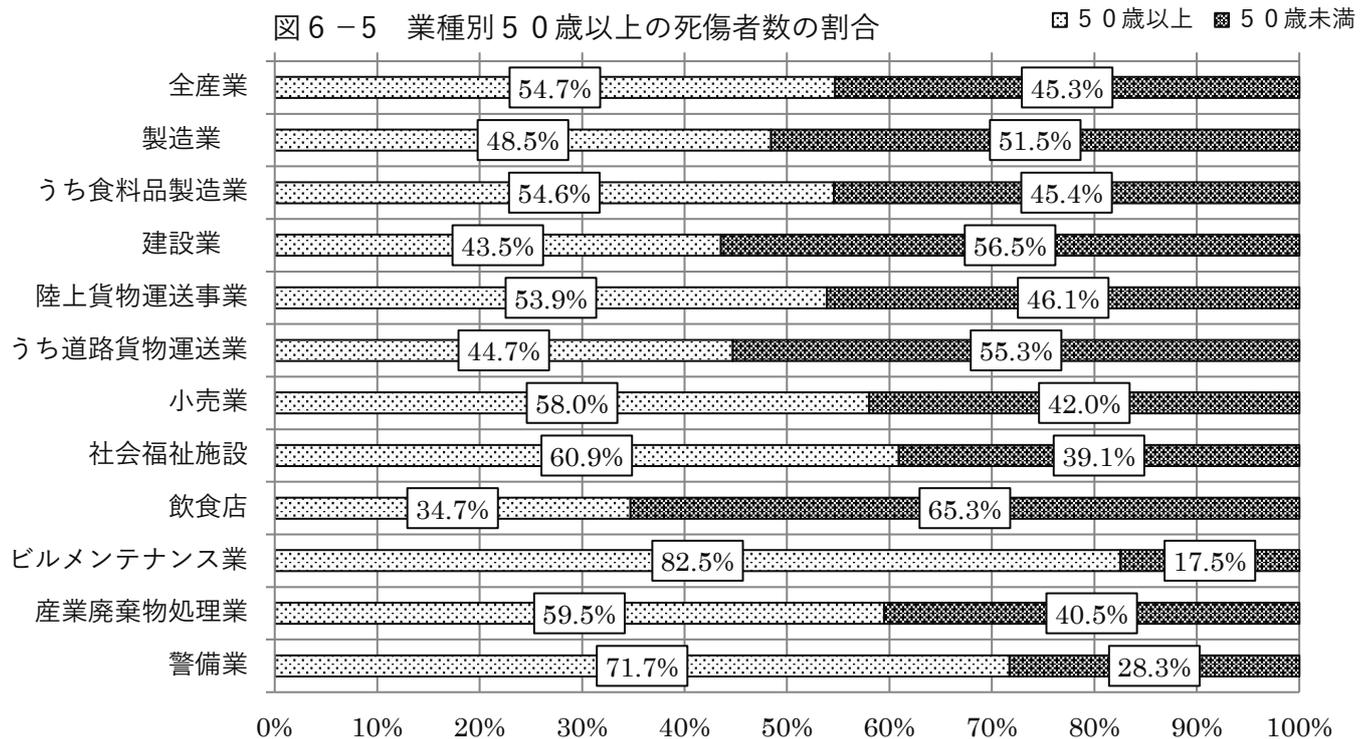


死亡者数を年齢階層別に見ると、50歳以上の労働者層の占める割合が、69.0%となっています。(図6-3)

年齢階層別推移で見ると、50歳以上が4年連続60%以上、60歳以上が令和元年を除き40%前後で推移しています。(図6-4)

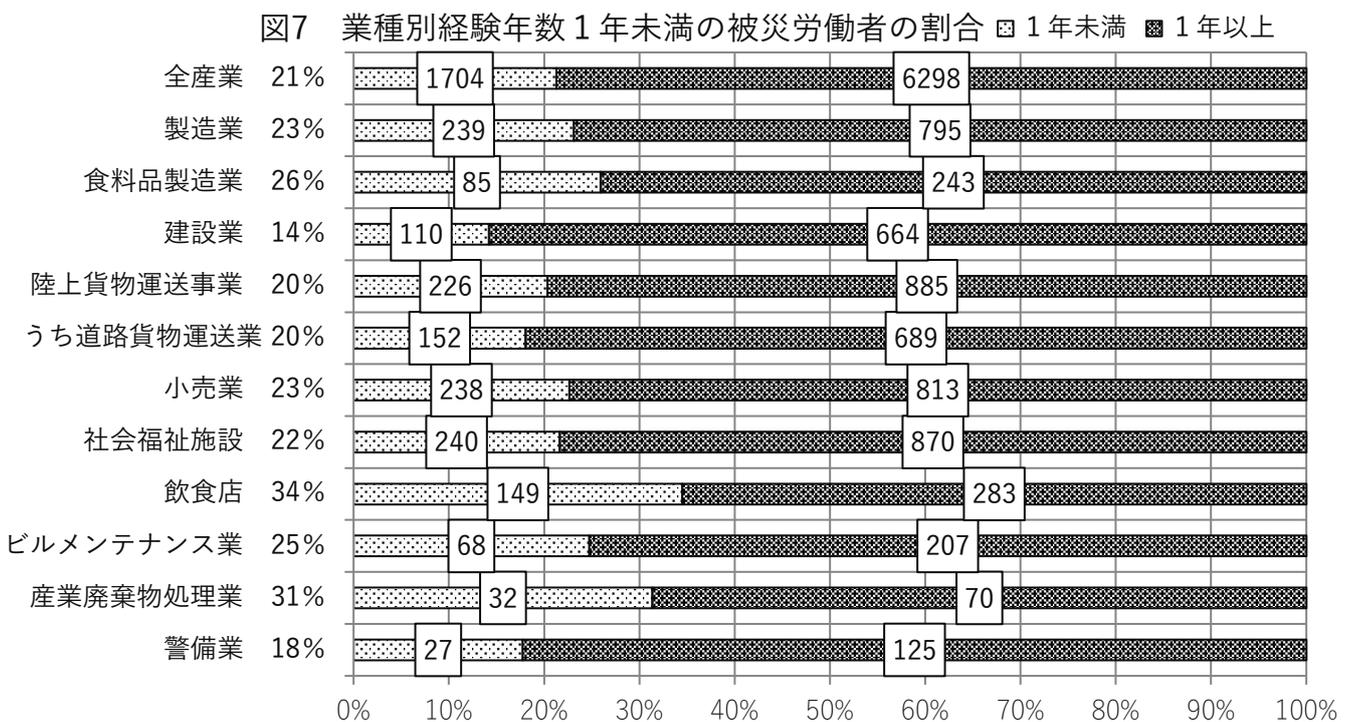


50歳以上の死傷者数の割合を業種別で見ると、ビルメンテナンス業 82.5%、警備業 71.7%、社会福祉施設 60.9%等が、全産業 54.7%に比べ高い比率になっています。(図 6-5)



7 経験年数別災害発生状況

死傷者数のうち、経験年数が1年未満で被災した労働者数の割合は全産業で21%を占めています。業種別では飲食店が34%と最も高く、産業廃棄物処理業31%、食料品製造業26%の順となっています。(図7)



8 交通労働災害発生状況

過去5年間の交通労働災害による死亡者数を主要業種別に見ると、陸運業（道路貨物運送業と陸上貨物取扱業）が22%と最も多く、次いで、建設業19%、商業16%の順となっています。（図8-1）

交通労働災害による死亡者数は、平成21年以降5人前後で推移していましたが、令和2年に10人、令和3年も8人とほぼ倍増しています。

令和4年は6人に減少しましたが、令和5年は7人と増加、死亡災害全体の17%を占めています。（図8-2）

図8-1 業種別死亡者数

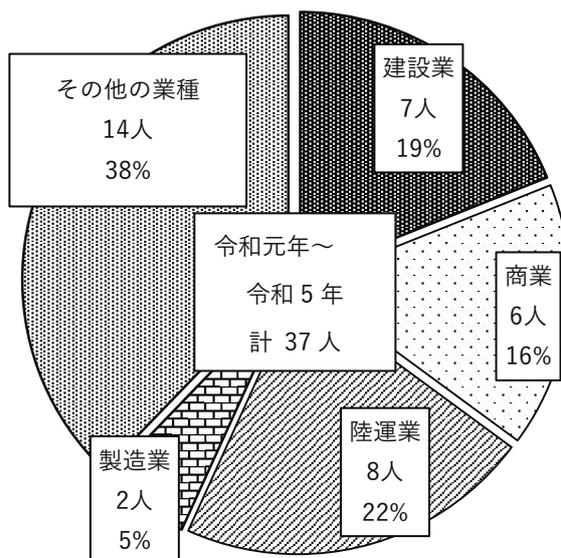
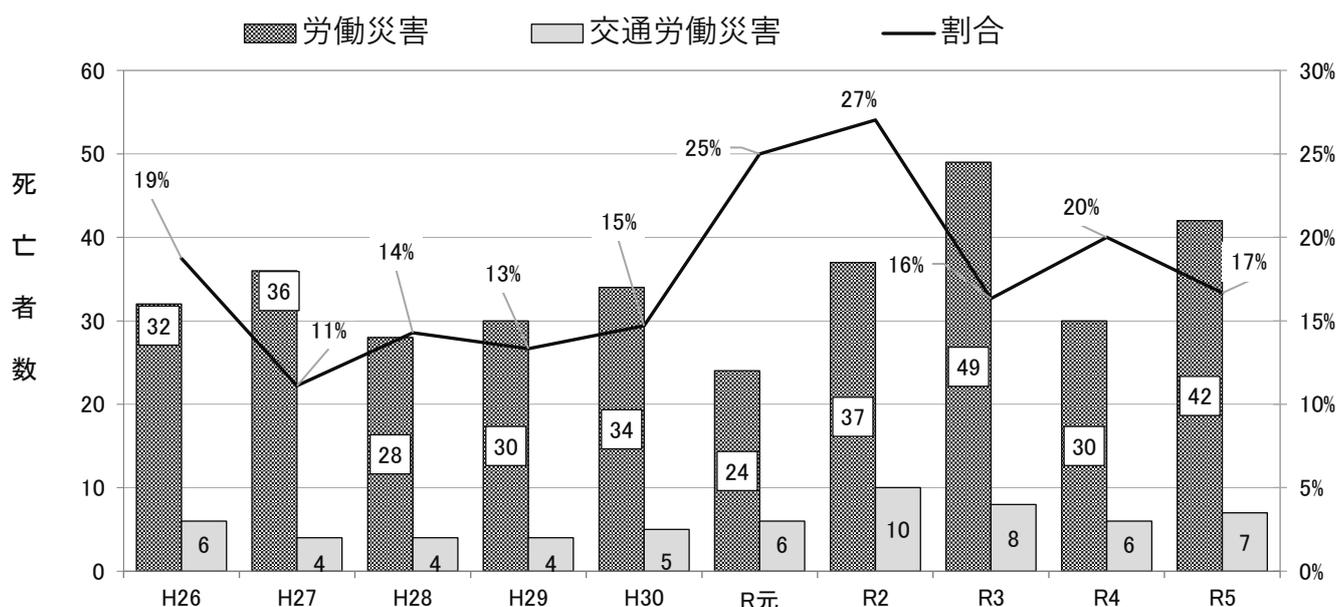


図8-2 交通労働災害による死亡者数 推移



安全衛生の取組状況に関するアンケートにご協力ください。

「第14次労働災害防止推進計画(神奈川計画)」においては、労働災害防止に向け、事業者及び労働者が一体となって各種安全衛生の取組を推進していくことをお願いしています。

つきましては、神奈川県労働局及び管下労働基準監督署において事業場の安全衛生の取組状況を把握するため、事業場の安全衛生担当者向けアンケートを実施しています。

右の二次元バーコード、もしくは下記アドレスから回答をお願いします。

<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou14/dai14jibou>



9 業務上疾病発生状況

令和5年の休業4日以上業務上疾病患者数は、新型コロナウイルス感染症のり患者人数が落ち着いてきたことから2,498人と大幅に減少しました。業務上疾病の内訳は、新型コロナウイルス感染症のり患者を除くと、負傷に起因する疾病が496人と最も多く、441人の災害性腰痛を含んでいます。(図9-1-9-3、表9-1)

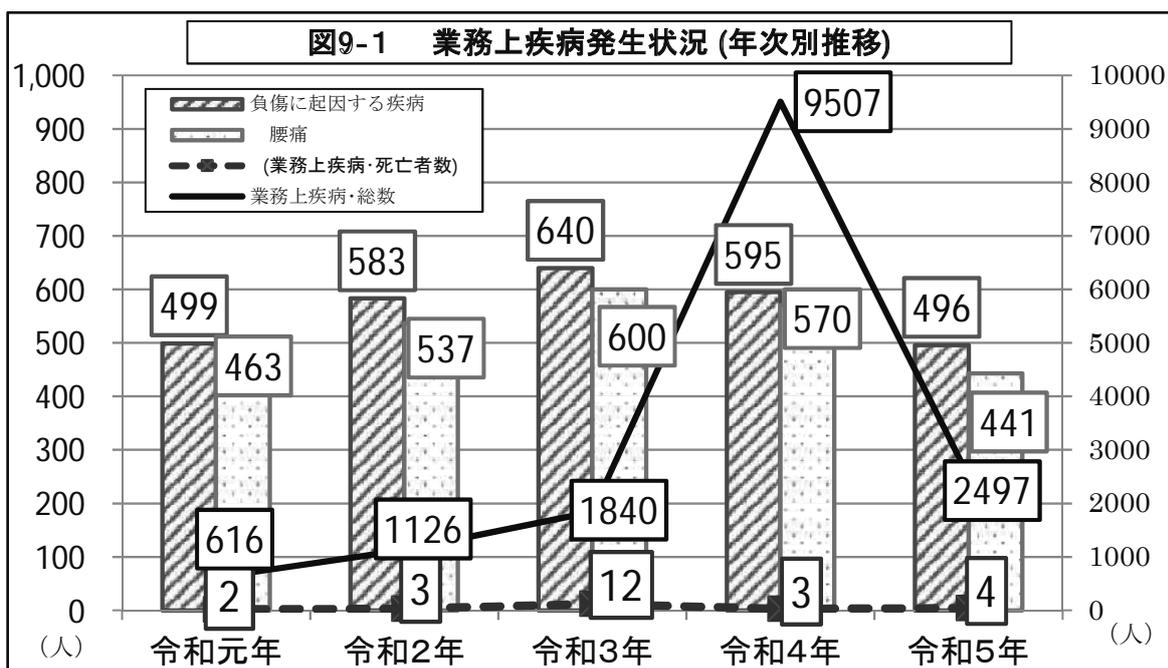
業務上疾病による死亡者数は4人で、脳・心臓疾患、熱中症、蜂刺されによるものでした。令和元年～令和5年の5年間では、業務上疾病による死亡者数24人のうち、脳・心臓疾患が7人で最も多く、次に熱中症の4人となっています。(図9-2-9-4)

疾病分類	年次	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
負傷に起因する疾病 総数		499	583	640	595	496
[うち災害性腰痛]		462	536	600	570	441
[うち死亡者数]		0	1	0	0	2
物理的因子	有害光線による疾病					1
	電離放射線による疾病					
	異常気圧下における疾病	1	1			
	異常温度条件による疾病	(1) 54	(1) 57	24	(1) 57	(1) 85
	騒音による耳の疾病	2	1			
	上記以外の原因による疾病	1		1		1
作業態様	重激業務による運動器疾患と内臓脱	1			1	1
	負傷によらない業務上の腰痛	1	1			2
	振動障害					
	手指前腕の障害及び頸肩腕症候群	25	19	12	10	8
	上記以外の原因による疾病	5	2	6	4	
物質等	酸素欠乏症			(1)		
	化学物質による疾病(がんを除く)	9	16	14	20	25
じん肺症及びじん肺合併症	2	1	3	2	3	
病原体による疾病	8	438	(6) 1125	(1) 8792	1864	
がん原生物質等による疾病						
過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等	(1) 2	(1) 2	(3) 4	(1) 4	(1) 1	
強い心理的負荷を伴う業務による精神障害	2	5	(2) 3	4	5	
その他の業務に起因することの明らかな疾病	4		8	8	6	
合計		(2) 616	(3) 1,126	(12) 1840	(3) 9507	(4) 2498

注1 労働者死傷病報告により休業4日以上業務上疾病災害の数を集計、()内は死亡数であり内数であるが、令和3年酸素欠乏症1人、強い心理的負荷を伴う業務による精神障害1人、令和4年過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等1人は外数である。

注2 じん肺症及びじん肺合併症については、当該年中に療養が必要と決定された人数である。

注3 新型コロナウイルス感染症のり患者数は、令和2年413人、令和3年(6)1,108人、令和4年(1)8,779人、令和5年1,836人となっており、病原体による疾病の内数である。



(図・表の統計数値- いずれも、(じん肺症及びじん肺合併症を除き) 神奈川労働局労働者死傷病報告から)

図9-2 業務上疾病による死亡災害 (令和元年～令和5年) [計 24人]

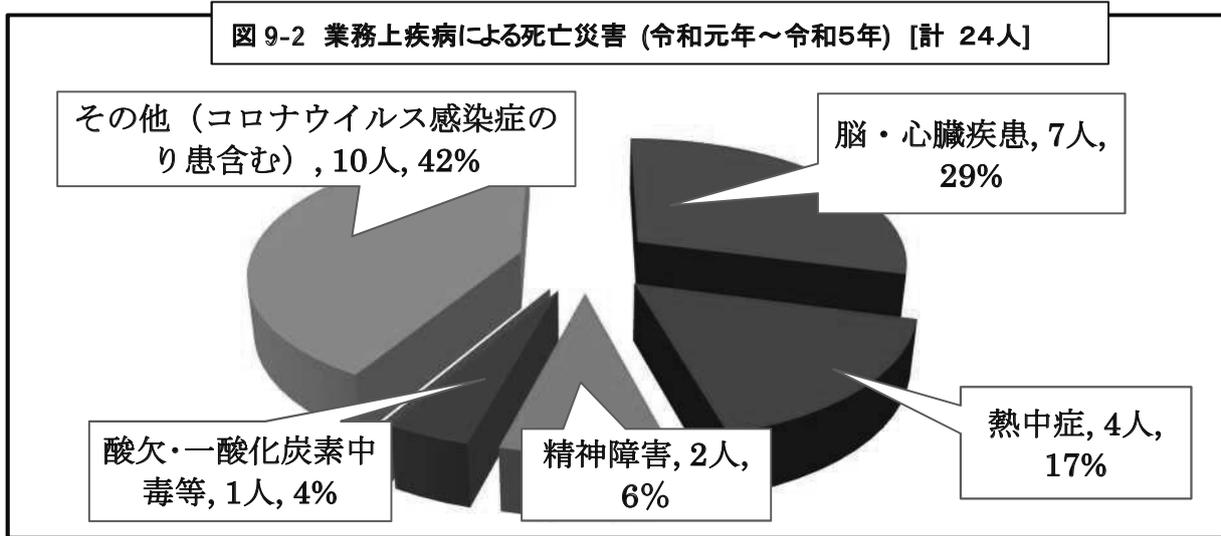


図9-3 腰痛災害 発生状況 (令和5年)

441人 (災害性腰痛+負傷によらない腰痛)

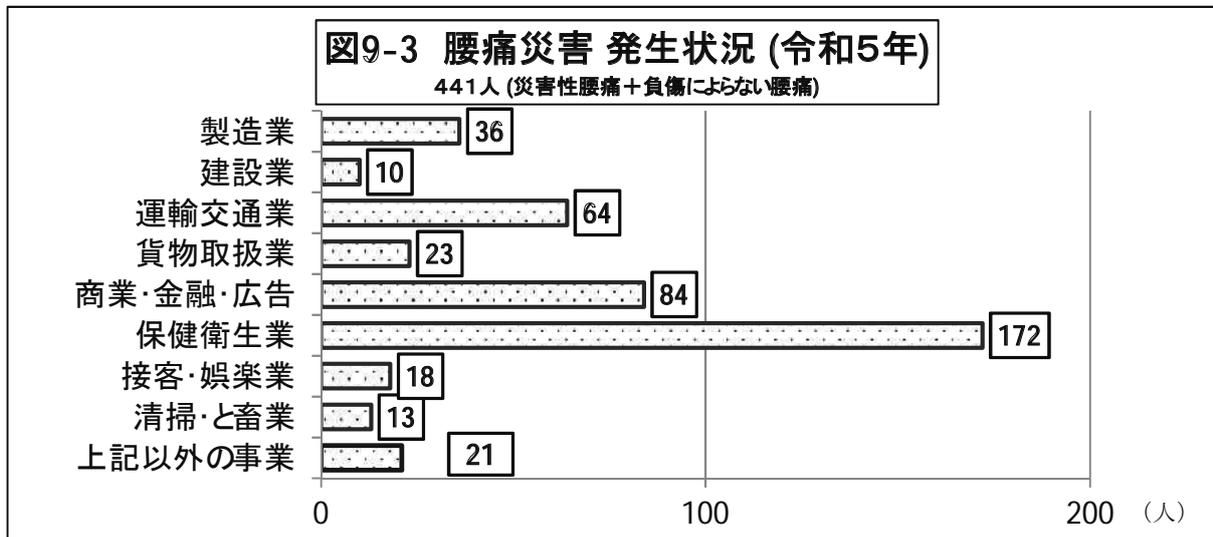
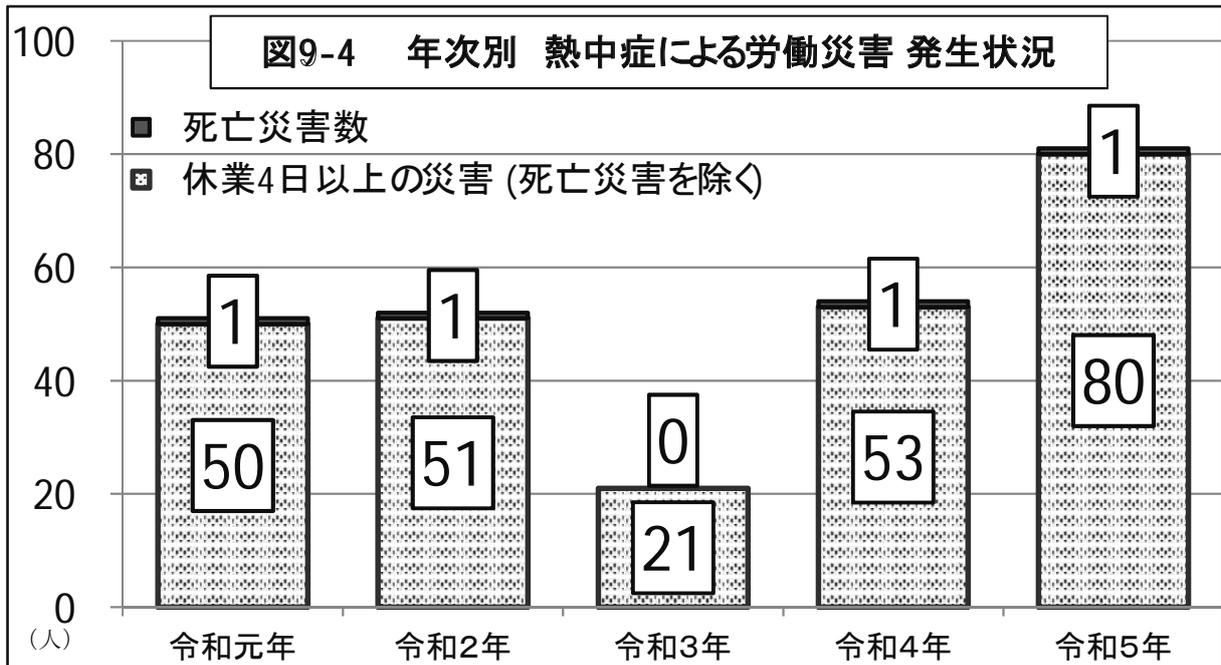


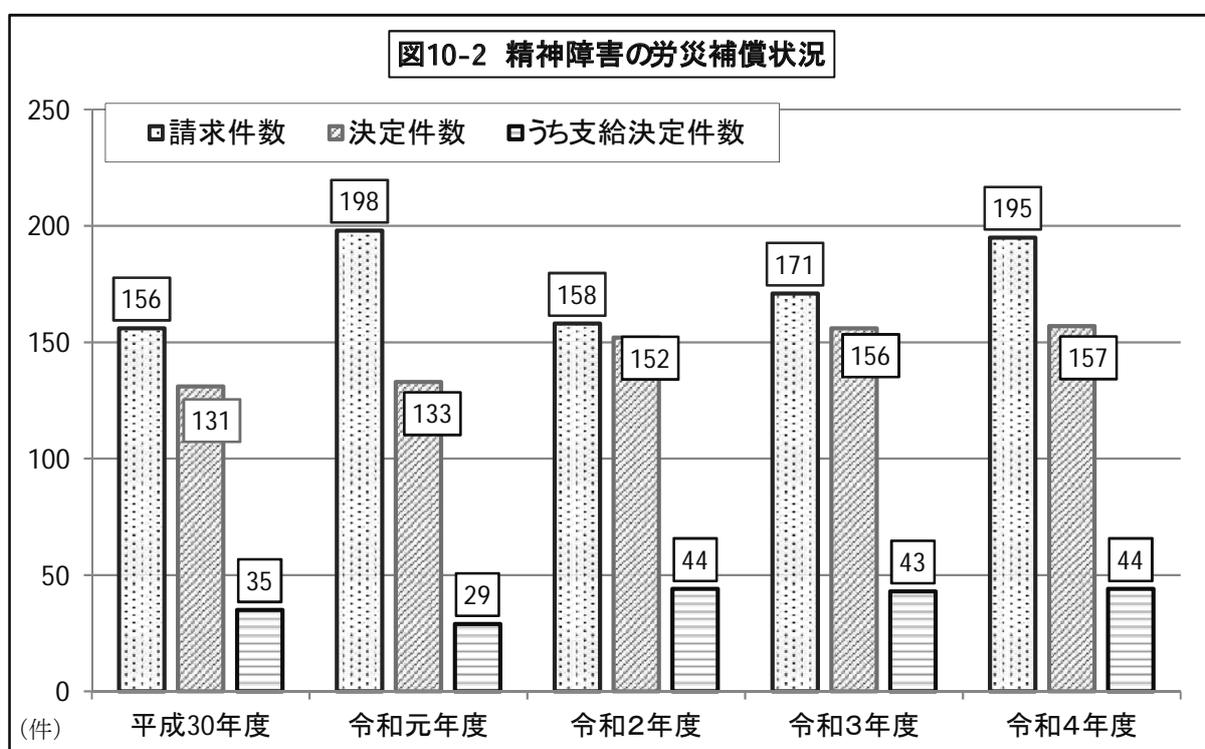
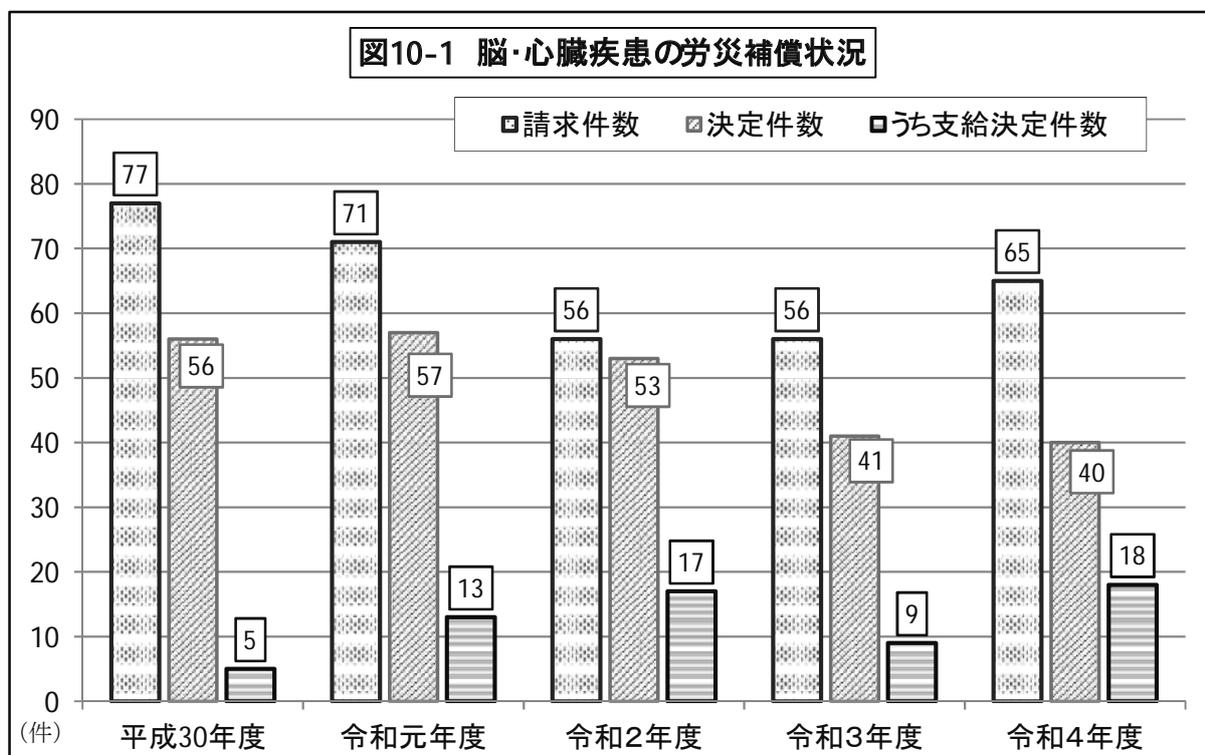
図9-4 年次別 熱中症による労働災害 発生状況



(図・表の統計数値- いずれも神奈川県労働局 労働者死傷病報告から)

10 労災保険給付等状況(脳・心臓疾患及び精神障害)

令和4年度の労災保険給付における脳・心臓疾患の請求件数は65件(前年度比+9件)、業務上としての労災支給決定件数は18件(前年度比+9件)、精神障害等の請求件数は195件(前年度比+24件)、業務上支給決定件数は44件(前年度比+1件)でした。(図10-1・10-2)



(神奈川県労働局 労災補償課調べ)

11 健康診断結果

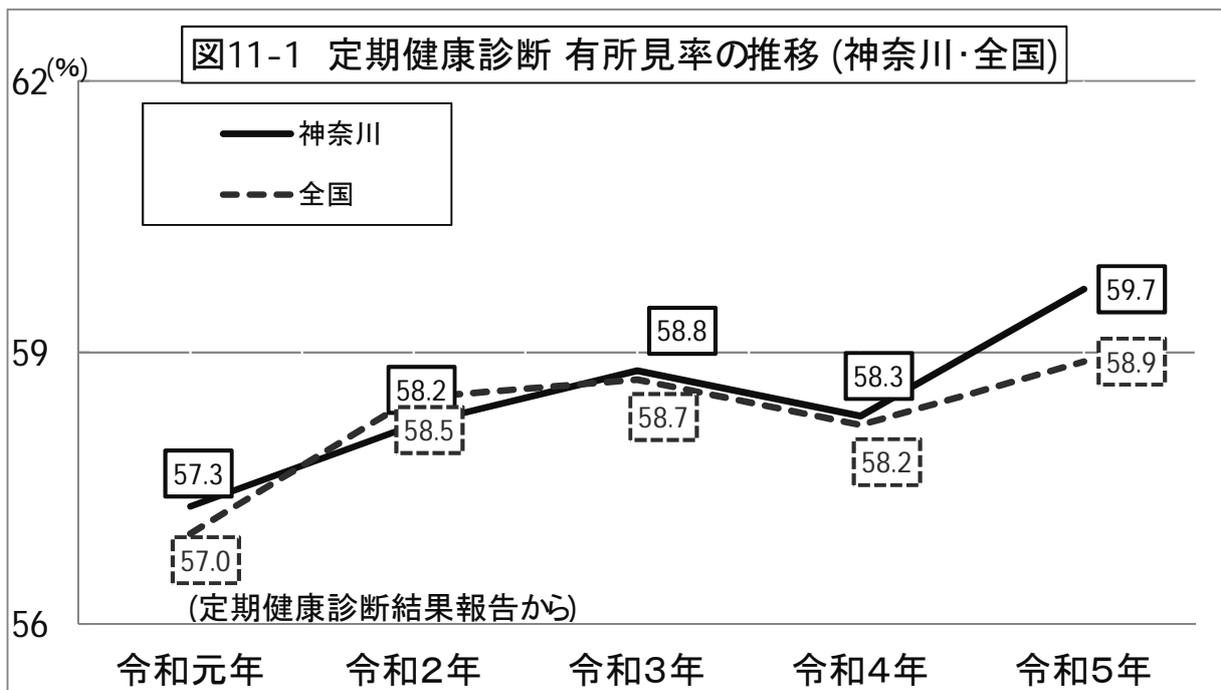
(1) 定期健康診断の実施状況

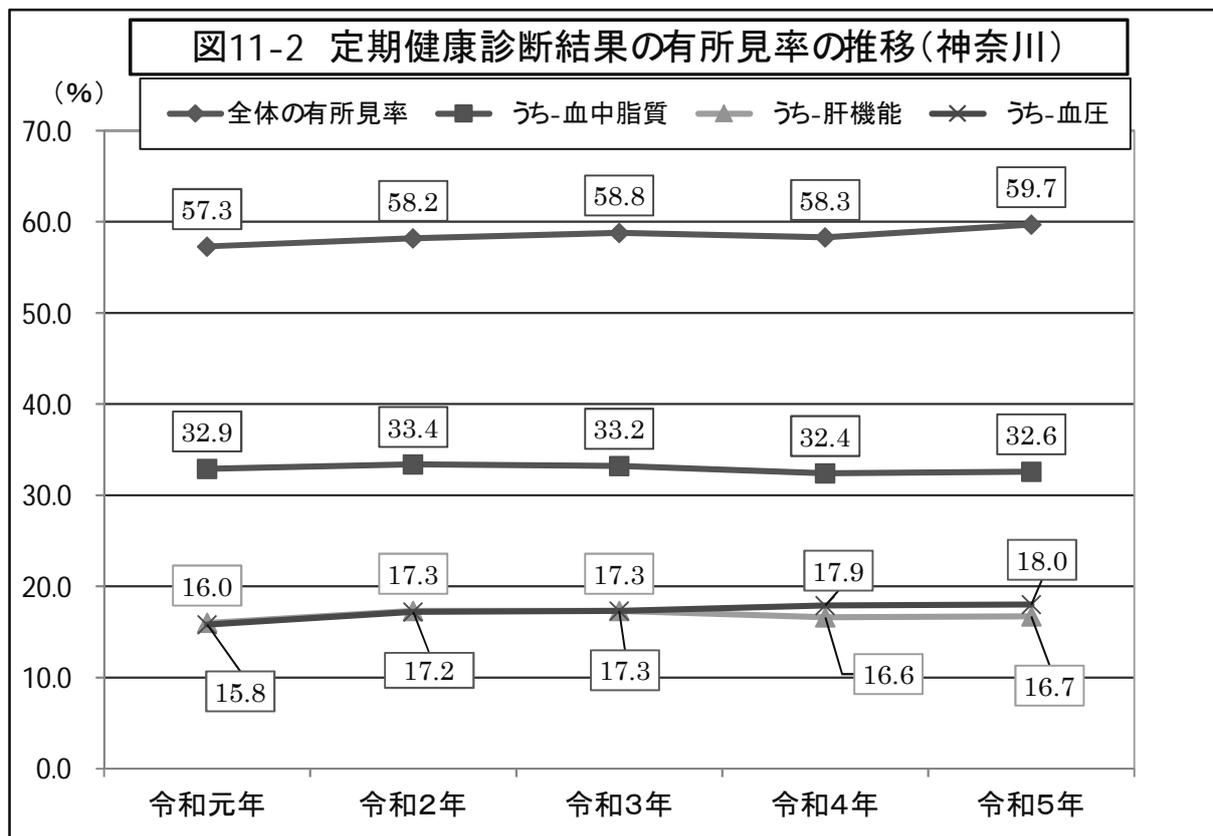
令和5年の定期健康診断の結果、何らかの所見のあった者の割合(有所見率)は59.7%で、令和4年から1.4パーセント増加しました。(表 11-1、図 11-1・11-2)

(統計数値は全て、神奈川県労働局 定期健康診断結果報告 から)

表 11-1 業種別定期健康診断実施状況 (令和5年)

業種	健診実施 事業場数	平均 受診率	有所見率 (全体)	有所見率 (血圧)	有所見率 (血中脂質)	有所見率 (血糖検査)
1号 製造業	1,333	86.3%	59.8%	18.9%	32.9%	13.1%
2号 鉱業	-	-	-	-	-	-
3号 建設業	179	89.7%	65.2%	20.1%	38.4%	14.5%
4号 運輸交通業	710	88.0%	62.3%	25.4%	34.0%	16.8%
5号 貨物取扱業	232	85.3%	59.1%	18.0%	25.8%	11.9%
8号 商業	1,207	69.7%	59.4%	20.9%	32.0%	13.8%
13号 保健衛生	1,106	80.3%	53.8%	13.4%	27.4%	10.0%
1～5号 以外の業種	4,453	74.1%	59.1%	16.7%	32.3%	12.9%
合計	6,907	78.7%	59.7%	18.0%	32.6%	13.3%





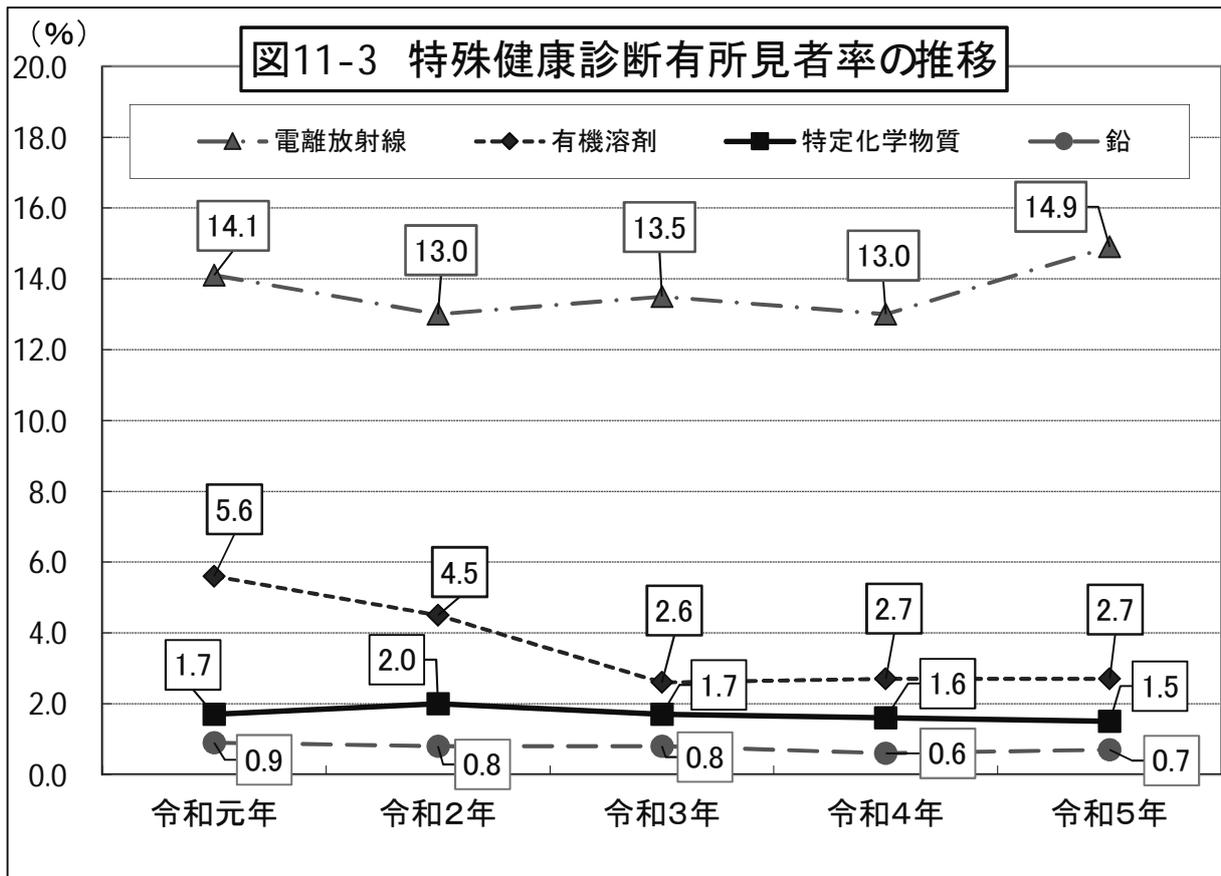
(2) 特殊健康診断の実施状況

特殊健康診断では、特定化学物質の有所見率は前年を下回りましたが、電離放射線、鉛業務の有所見率は前年を上回る結果となりました。(表 11-2、図 11-3)

(統計数値は全て、神奈川県労働局 特殊健康診断結果報告 から)

表 11-2 特殊健康診断等実施状況 (令和5年)

業務別	健診実施事業場数	受診労働者数	平均受診率	有所見率
有機溶剤	1,994	45,887	81.6%	2.7%
鉛	251	3,945	71.5%	0.7%
電離放射線	760	20,480	79.3%	14.9%
特定化学物質	2,045	76,799	84.6%	1.5%
高気圧	27	258	75.7%	0.0%
石綿	107	2,623	75.9%	2.0%
指導勧奨によるもの	711	77,018	79.3%	8.5%



(3) じん肺健康管理実施状況

令和5年のじん肺健康診断の受診労働者数は前年より79人減少しました。新規有所見率(0.04%)は全国平均(0.02%)を上回っています。(表 11-3)

表 11-3 じん肺健康管理実施状況

対象年	じん肺健診実施事業場数	じん肺健診実施者数	新規有所見者数	新規有所見率	
				神奈川	全国
令和元年	1,081	14,896	2	0.01%	0.02%
令和2年	846	9,832	3	0.01%	0.02%
令和3年	973	12,735	3	0.01%	0.02%
令和4年	1,032	12,431	0	0.00%	0.05%
令和5年	1,019	12,352	11	0.04%	0.02%

(じん肺健康管理実施状況報告から)

(4) ストレスチェック制度の実施状況

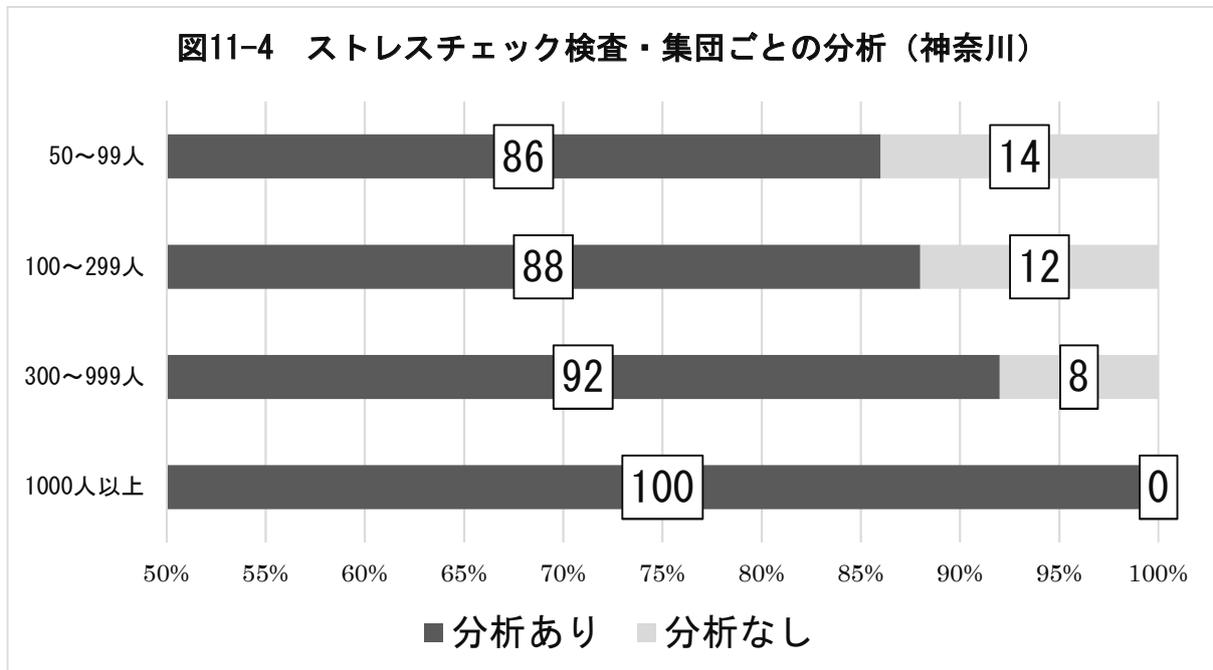
令和5年に実施されたストレスチェック制度に関し、提出のあった事業場において検査を実施したのは対象労働者のうち77.40%（全国：79.44%）、医師による面接指導を受けたのは全体の0.47%（全国：0.46%）という状況になっています。（表11-4、図11-4）

表 11-4 「心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）」実施状況（令和5年）
神奈川

検査実施 事業場数	検査を受け た労働者数	検査実施率	面接指導を 受けた 労働者数	面接指導 実施率	集団ごとの分析の実施	
					分析あり 事業場数	分析なし 事業場数
6,731	795,982	77.40%	3,712	0.47%	5,893	833

全国

検査実施 事業場数	検査を受けた 労働者数	検査実施 率	面接指導を受 けた労働者数	面接指導 実施率	集団ごとの分析の実施	
					分析あり	分析なし
120,050	13,824,838	79.44%	63,745	0.46%	105,156	14,894



（表11-4、図11-4ともに、「心理的な負担の程度を把握するための検査等報告書」から）

12 死亡災害の概要

令和5年 死亡災害の概要【建設業】

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
1	2月 16時頃	土木工事業 (1次下請) ～9人 60歳～64歳	掘削用機械 墜落、転落	河川工事現場で、ドラグ・ショベルを運転し、残土を詰めたフレキシブルコンテナバッグ2個をつつて旋回中に、川岸の仮設道路から約3メートル下の川底に車両ごと墜落した。
2	2月 8時頃	その他の 建設工事業 ～9人 65歳～69歳	荷姿の物 飛来、落下	工場内の配管工事現場で、交換用ボルト・ナット約30キログラムを繊維製道具袋に詰め、ホイストでつり上げ中、約15メートルの高さで袋の持ち手紐が破断して袋が落下し、下の地面で次のつり荷を準備していた被災者の頭に当たった。
3	3月 14時頃	建築工事業 (元請) 100人～299人 20歳～24歳	地山、岩石 崩壊、倒壊	ビル新築工事現場で、基礎杭の杭頭の計測のため、杭頭までドラグ・ショベルで穴を掘り、その穴に下りて杭頭の上に残る土をスコップで払い落とし中、掘削面が土砂崩壊した。
4	3月 16時頃	建築工事業 (2次下請) 30人～49人 80歳～84歳	トラック 交通事故(道路)	ビル新築工事現場で、型枠材搬入を終えたトラックの運転者が降車中に、警備員がタイヤの歯止めを外したため同車が下り坂を無人で動き出し市道に出た。運転者は警備員2名とともに車の前で押し止め中に転倒し、前輪にひかれた。
5	3月 12時頃	土木工事業 (1次下請) 10人～29人 75歳～79歳	地山、岩石 崩壊、倒壊	道路に埋設された下水管の交換工事現場で、古い下水管を撤去後の深さ1.3メートル、幅1.1メートル、長さ9メートルの掘削溝に下りてスコップで掘削中、掘削面が土砂崩壊した。
6	6月 10時頃	土木工事業 ～9人 50歳～54歳	その他の環境等 その他	集合住宅敷地内の植栽剪定及び除草作業中、低木の庭木剪定を行っていたところ、営巣していた蜂に手の甲を刺され、アナフィラキシーショックを発症し入院。2週間後に死亡した。
7	6月 14時頃	土木工事業 (2次下請) 10人～29人 60歳～64歳	足場 墜落、転落	新設中高速道路の橋梁上部工現場で、つり足場を橋桁の下に組立て中の作業者が、同足場の単管の隙間(約2×1メートル)から約13メートル下の地面に墜落した。
8	8月 13時頃	土木工事業 (1次下請) 10人～29人 30歳～34歳	水 おぼれ	河川の護岸工事における締切工内での河床掘削場所が、水位の急上昇による越水で水没し、作業員ら4名が急流につかりながら退避中に1名が流され、5キロメートル下流で発見された。発生時刻と同じ頃に大雨警報が発表されていた。
9	8月 12時頃	建築工事業 (1次下請) ～9人 40歳～44歳	研削盤、バフ盤 切れ	木造住宅解体現場で、脚立に乗りながら、敷地境界の鉄柵を携帯用研削盤(と石カバーを取り外した、と石直径125ミリメートルの電動ディスクグラインダー)で切断しようとしたところ、当該研削盤が跳ね返って首を切った。

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
10	8月 9時頃	建築工事業 (1次下請) ～9人 40歳～44歳	その他の 動力クレーン等 墜落、転落	木造住宅の屋根瓦のふき替え工事において、2階屋根外周の足場にかけた2連はしご(瓦の荷揚げ機を取り付けているもの)を降りているとき、高さ4メートル付近から墜落した。
11	8月 9時頃	その他の建設業 (3次下請) 10人～29人 50歳～54歳	作業床、歩み板 墜落、転落	公営ごみ処理施設の改良工事現場で、焼却設備へ揚重引込みにより資材搬入中、3階でつり荷を引き込もうとしていた被災者の足元のグレーチング(格子形の常設床材で約1×0.6メートル)がずれ落ち、一緒に約13メートル下の1階へ墜落した。
12	8月 11時頃	建築工事業 (1次下請) ～9人 75歳～79歳	足場 墜落、転落	木造住宅新築現場で、高さ約4メートルの一侧足場上で左官作業中(2階ベランダの壁下地へ防水シート貼り付け中)、足場と建物の隙間(約50センチメートル)から約1メートル下の下屋根に落ち、さらに地面に墜落した。
13	9月 13時頃	土木工事業 (1次下請) ～9人 60歳～64歳	地山、岩石 飛来、落下	山林内の崩壊斜面の前に治山ダム(谷止工)を新設する工事現場で、ダム底部の床堀り作業中、斜面上方(高低差10メートル以上)からの落石(約2メートル四方)が、道具を使って地ならし中の被災者に当たった。
14	10月 13時頃	建築工事業 (1次下請) 10人～29人 70歳～74歳	その他の用具 飛来、落下	ビル解体工事現場から、仮設機材を返すために機材リース業者にトラックで出張中、側面あおりから荷を固定していたジャッキ付きワイヤロープを被災者が地上から解いたところ、上端の荷(約170キログラム)が落下して当たった。
15	11月 9時頃	建築工事業 (1次下請) ～9人 25歳～29歳	屋根、はり、もや、けた、合掌 墜落、転落	倉庫のスレート屋根の塗り替え工事現場で、作業準備中に歩み板から屋根に移った際に、スレート屋根を踏み抜き、約8メートル墜落した。
16	12月 12時頃	建築工事業 ～9人 65～69歳	足場 墜落、転落	被災者は、足場上で近隣への高圧洗浄水飛散防止目的で足場外部に設置したビニールシートを取り外す作業を行っていたところ、足場から墜落した。

令和5年 死亡災害の概要 【陸上貨物運送事業】

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
1	1月 11時頃	陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業) 10人～29人 55歳～59歳	トラック 墜落、転落	中型トラック(ウイング車)運転者が、荷積み先の倉庫で片側のウイングとあおりを開放して荷積み準備を終え、荷台を後ろ向きに歩行中、約1メートル下の地面に墜落した。
2	5月 9時頃	陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業) 30人～49人 50歳～54歳	トラック はさまれ、 巻き込まれ	タンクローリーが産業ガス納入先(神奈川県外)に到着後、産業ガス注入区画開錠のため運転者が下車中に、無人の同車が傾斜のある駐車場で後進を始めた。運転者が駆け寄って停止を試みたが、同車と駐車場の壁の間にはさまれた。
3	5月 15時頃	陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業) 30人～49人 60歳～64歳	フォークリフト 墜落、転落	トラック運転者が配送から戻り、荷台の空パレットを運び出す準備として、リーチフォークリフトを運転してプラットホーム上から地上のトラック脇まで移動の際、プラットホームからの下りスロープを後進中に脱輪して35センチメートル下の地面に同車ごと落ち、同車の下敷きになった。
4	9月 23時頃	陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業) 30人～49人 50歳～54歳	トラック 交通事故(道路)	東名高速上り線(神奈川県外)を4トントラックを運転して走行中、前方に停車していた大型トラックに追突した。
5	9月 5時頃	陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業) 10人～29人 45歳～49歳	フォークリフト 激突され	トラック運転者が、配送に出発する前に雨天用の養生材を保管場所から持ち出して歩行中、別のトラックに荷積み中のフォークリフトの経路を横切った際に、後進中の同車に激突された。
6	9月 2時頃	陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業) 10人～29人 50歳～54歳	トラック 交通事故(道路)	首都高速上り線(神奈川県外)をトレーラーを運転して走行中、側壁に衝突(単独事故)した直後に車両火災が発生した。下車して脱出した際に、後ろから走ってきたトラックにはねられた。
7	12月 5時頃	陸上貨物運送事業 (陸上貨物取扱業) 300人～ 50歳～54歳	トラック 激突され	大規模物流施設において、バースが並ぶ前を巡回し空きバースを見つけてその番号を敷地入口の入場車案内係に無線連絡する業務中、荷積みを終えてバースから発車したトレーラーにひかれた。
8	12月 9時頃	陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業) ～9人 75歳～79歳	開口部 墜落、転落	ダンプで土砂を運んで荷卸し先に着き、車体と荷の合計質量の計量器に乗り入れて下車し、受付・計量事務所へ歩く途中、計量器点検ピット(深さ1.2メートル、開口部約1.6×0.9メートル)に落ちた。
9	12月 9時頃	陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業) 10人～29人 55歳～59歳	トラック 交通事故(道路)	神奈川県外の一般道でトンネル走行中の大型トレーラーが側壁に衝突(単独事故)し、運転者がフロントガラスを突き破って車外に投げ出された。

令和5年 死亡災害の概要【製造業】

1	4月 17時頃	自動車・同付属品 製造業(派遣先) 300人～ 40歳～44歳	その他の金属 加工用機械 はさまれ、 巻き込まれ	マシニングセンターの加工室に上半身を入れて切粉清掃中、切削油を流す操作を同僚に頼んだところ、開放中の加工室扉のインターロックが故障撤去済だったため加工テーブルがスライドし、加工室の内壁との間にはさまれた。
2	4月 18時頃	自動車・同付属品 製造業 100人～299人 50歳～54歳	乗用車、バス、 バイク 交通事故(道路)	社命により技能講習を受講しに出張した帰途、オートバイを運転して信号のない市道交差点を直進中に、左から直進してきた乗用車(労働者でない者が運転)と衝突した。
3	9月 18時頃	機械修理業 ～9人 45歳～49歳	エレベータ、 リフト はさまれ、 巻き込まれ	卸売業の物流センターに出張してエレベーターを一人で点検中、搬器の天井板に乗って搬器を上昇させながら異音を調べているとき、昇降路の頂部のはりとの間にはさまれた。
4	12月 21時頃	ガラス・同製品 製造業(派遣先) 300人～ 35歳～39歳	その他の 一般動力機械 はさまれ、 巻き込まれ	板ガラスを吊って運ぶために立たせる装置において、トラブルで停止させ対応した後の再開時、装置の下に入ってストッパーを外した直後に装置が動き出し、はさまれた。

令和5年 死亡災害の概要【農業】

1	2月 9時頃	その他の業種 (農業) 10人～29人 25歳～29歳	立木等 墜落、転落	公共の緑地で立木をチェーンソーで伐倒中、伐倒方向制御のため伐倒予定の立木にロープを掛けて4名で引っ張っていた。予定方向と90度ずれた谷側に倒れたため、ロープから手を離すのが遅れた1名が投げ出され、その先の崖から約7メートル墜落した。
2	7月 12時頃	その他の業種 (農業) ～9人 70歳～74歳	高温・低温環境 高温・低温の 物との接触	被災者は、10時の休憩明けから、スポーツ施設敷地内で剪定等の植栽管理作業を一人で行っていた。休憩まで一緒に作業をしていた代表者が現場に戻り、倒れている被災者を発見、救急搬送されたが、熱中症により死亡した。
3	8月 11時頃	その他の業種 (農業) ～9人 40歳～44歳	開口部 墜落、転落	マンション敷地内に出張し除草作業の際、刈払機・手のこ・せん定ばさみを使い一人で作業中、斜面擁壁の天端(幅約60センチメートル)から、擁壁一体型躯体と擁壁の間の開口部の底へ約9メートル墜落した。
4	10月 17時頃	その他の業種 (農業) ～9人 55歳～59歳	その他の環境等 その他	ゴルフ場でグリーン周りの除草剤散布作業中、首を蜂に刺されアナフィラキシーショックを発症し入院、翌日死亡した。

令和5年 死亡災害の概要【清掃・と畜業】

1	1月 12時頃	清掃・と畜業(ビルメンテナンス業) 100人～299人 80歳～84歳	その他の動力運搬機 墜落、転落	駅の地下連絡通路等の警備中であった被災者が、エスカレーターで上がっている途中で後ろ向きに倒れて約1メートル落ちた際に、頭を打った。
2	2月 14時頃	清掃・と畜業(ビルメンテナンス業) ～9人 60歳～64歳	トラック はさまれ、巻き込まれ	汚泥吸引車のタンクの油圧開閉式扉を開放してタンク内を洗浄中、別の作業者が車体側面のレバーを操作して扉を閉めたため、タンクの縁と扉の間にはさまれた。
3	10月 9時頃	清掃・と畜業(ビルメンテナンス業) 300人～ 40歳～44歳	建築物、構築物 墜落、転落	県外のマンションの窓ガラス清掃のため出張し、9階建てマンション屋上にてロープ高所作業(ブランク作業)の準備中、屋上の端から地面へ墜落した。

令和5年 死亡災害の概要【警備業】

1	6月 19時頃	その他の業種(警備業) 30人～49人 50歳～54歳	トラック 交通事故(道路)	高速道路の追越し車線舗装工事現場(神奈川県外)で一般通行車の交通誘導中の警備員が、現場内で誘導なしで後進してきた舗装材料搬入のダンプにはねられた。
2	6月 9時頃	その他の業種(警備業) 10人～29人 80歳～84歳	トラック 交通事故(道路)	街路樹のせん定現場で刈り込み準備中、刈った枝を収集予定のパッカー車を道路上で誘導していた警備員が、後進中の同車にひかれた。

令和5年 死亡災害の概要【その他の業種】

番号	発生日 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
1	1月 13時頃	その他の業種(社会福祉施設) 10人～29人 75歳～79歳	通路 転倒	給食弁当を配達先から回収して帰社した運転者が、弁当の入った番重を持って厨房に入ろうとした際に、段差につまずいて後ろに倒れ、頭を打った。
2	1月 10時頃	その他の業種(土石採取業) 30人～49人 50歳～54歳	屋根、はり、もや、けた、合掌 墜落、転落	一斉清掃日に構内の建物のひさしに乗り、2階窓ガラスの外側を、スポンジ付きワイパーを持って拭き掃除中、約3.5メートル下の地面に墜落した。
3	4月	その他の業種(飲食店) 10人～29人 45歳～49歳	起因物なし その他	飲食店の調理人が、自宅にてくも膜下出血を発症した。 その後の調査で、長時間労働による過重な業務に従事していたと認められた。
4	8月 22時頃	港湾荷役業 100人～299人 50歳～54歳	トラック 激突	ふ頭内でコンテナを積んだトレーラーを運転中、丁字路で右折の際に曲がり切れず、正面の柱やフェンスに横転しながら激突した。

第14次労働災害防止計画（神奈川計画）の概要

神奈川労働局（2023年）

計画期間 2023年度から2027年度まで

計画の全体目標

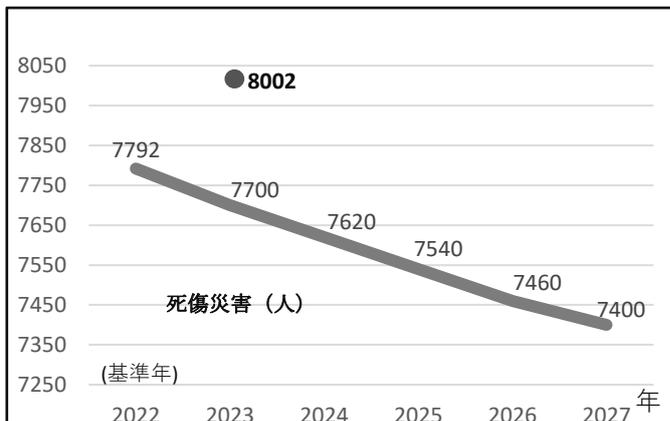
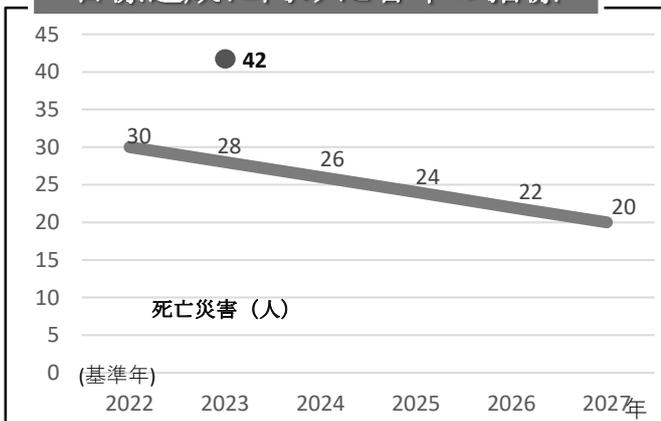
- ・2027年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を20人以下とする。
- ・2027年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を2022年と比較して5%以上減少する。

【2022年（比較基準年）：死亡者数30人、死傷者数7,792人】

【2027年（最終目標）：死亡者数20人以下、死傷者数7,400人以下】

目標達成に向けた各年の指標

※●は実績値



目標達成のための重点事項

次の重点事項ごとに、

- 事業者による取組状況等に関する「アウトプット指標」（2、3頁）と、取組により期待される結果に関する「アウトカム指標」（4頁）を定め、実施状況を確認しつつ計画を推進します。
- 各重点事項については、事業者が労働者の協力を得て、一体的に取り組むことが重要です。
 - ・ 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
 - ・ 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
 - ・ 高齢労働者の労働災害防止対策の推進
 - ・ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
 - ・ 個人事業主等に対する安全衛生対策の推進
 - ・ 業種別の労働災害防止対策の推進
 - ・ 労働者の健康確保対策の推進
 - ・ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

14次防取組み状況についてのアンケートにご協力をお願いいたします。



14次防アンケートアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou14/dai14jibou>

1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発	
安全衛生対策に取り組む事業場が社会的に評価される環境整備	
事業者が実施する事項 <ul style="list-style-type: none"> 安全衛生対策や産業保健活動の意義を理解し、必要な安全衛生管理体制を確保した上で、事業場全体として主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組む。 国や労働災害防止団体等が行う労働安全防止対策に係る支援及び労働安全衛生コンサルタントを活用し、自社の安全衛生活動を推進する。 「Safe Work KANAGAWA」のロゴなど用いて、事業場内外の安全意識の高揚を図る。 	神奈川労働局の重点実施事項 <ul style="list-style-type: none"> 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備に向け「安全衛生優良企業公表制度」「+safe協議会」「健康経営優良法人認定制度」などの活用を図る。 事業者の具体的な取組につながるよう、他の事業場の好事例について、業種や規模等に即した個別具体的な取組も含め積極的に周知する。 労働災害防止団体が行う労働安全衛生活動に対して、必要な支援を行うほか、労働安全衛生コンサルタントの活用促進を図る。
2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策	
【アウトプット指標】 <ul style="list-style-type: none"> 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 卸売業・小売業/医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。 介護・看護作業において、ノーリフトケア（身体の負担軽減のための介護技術）を導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 	
事業者が実施する事項 <ul style="list-style-type: none"> 転倒災害は、極めて発生率が高く対策を講ずべきリスクがあることを認識し、その取組を進める。 非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入時等の安全衛生教育の実施を徹底する。 職場における腰痛予防対策指針を参考に、作業様態に応じた腰痛予防対策に取り組む。 	神奈川労働局の重点実施事項 <ul style="list-style-type: none"> 転倒災害防止に資する装備や設備等の普及を推進する。 ノーリフトケアや介護機器等の導入など腰痛予防対策の普及を推進する。 「STOP!転倒災害プロジェクト神奈川」「ころばNICEかながわ体操」を推進する。
3 高齢労働者の労働災害防止対策の推進(抜粋)	
【アウトプット指標】 <ul style="list-style-type: none"> 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を複数実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	
事業者が実施する事項 <ul style="list-style-type: none"> 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく、安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等を進める。 健康診断情報の電磁的な保存・管理やデータ提供を通じ、保険者と連携した、労働者の疾病予防、健康づくりなどのコラボヘルスに取り組む。 	神奈川労働局の重点実施事項 <ul style="list-style-type: none"> 「エイジフレンドリーガイドライン」の周知啓発を行う。 転倒防止対策の取組を推進するための周知啓発、支援等を行う コラボヘルス推進のための費用支援制度の周知、活用促進を図る。
4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	
【アウトプット指標】 <ul style="list-style-type: none"> 母国語に翻訳された教材や視聴覚教材等、外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	
事業者が実施する事項 <ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用する等による安全衛生教育の実施や健康管理に取り組む。 多様な働き方に合わせて「テレワークガイドライン」や「副業・兼業ガイドライン」に基づいた、労働者の安全と健康の確保に取り組む。 	神奈川労働局の重点実施事項 <ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者への安全衛生教育のための手法を提示するほか、危険の見える化のため開発されるピクトグラム安全表示を周知する。 「テレワークガイドライン」や「副業・兼業ガイドライン」を引き続き周知する。
5 個人事業主等に対する安全衛生対策の推進	
事業者が実施する事項 <ul style="list-style-type: none"> 「個人事業主等に対する安全衛生対策のあり方に関する検会」を通じて、個人事業者等に関する業務上の災害の実態の把握に関する事、個人事業者自らによる安全衛生確保措置に関する事、注文者等による保護措置のあり方等において、事業者が取り組むべき必要な対応について検討された結果に基づく対策を検討する。 	神奈川労働局の重点実施事項 <ul style="list-style-type: none"> 「個人事業主等に対する安全衛生対策のあり方に関する検会」を通じて、個人事業者等に関する業務上の災害の実態の把握に関する事、個人事業者自らによる安全衛生確保措置に関する事、注文者等による保護措置のあり方等において、事業者が取り組むべき必要な対応について検討された結果に基づく対策を推進する。
6 業種別の労働災害防止対策の推進	
【アウトプット指標】 <ul style="list-style-type: none"> 「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む）の割合を2027年までに45%以上とする。 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。 機械による「はさまれ、巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。 	
(1) 陸上貨物運送事業対策	
事業者が実施する事項 <ul style="list-style-type: none"> 「荷役作業における安全ガイドライン」の安全衛生管理体制、墜落・転落災害や転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等、荷主も含めた荷役作業の安全対策に取り組む。 	神奈川労働局の重点実施事項 <ul style="list-style-type: none"> 荷の積卸し作業の墜落・転落防止対策を推進する。 神奈川荷役災害防止等連携推進協議会・陸運事業者及び荷主等における連絡協議会を継続して活用する。

<ul style="list-style-type: none"> 「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業様態に応じた腰痛予防対策に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 陸上貨物運送事業（荷主の事業場を含む）に対して「荷役作業における安全ガイドライン」の周知徹底を図るとともに、荷役策業に用いる機械等の安全な使用方法等を周知する。
(2) 建設業対策	
<p>事業者が実施する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用の徹底等、高所からの墜落・転落災害の防止に取り組む。 「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく暑さ指数の把握や適切な対策、騒音障害防止のためのガイドラインに基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等に取り組む。 	<p>神奈川労働局の重点実施事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等墜落転落災害防止対策の充実強化を推進する。 デジタル技術を活用した建設施工の自動化、遠隔化等の新たな技術の導入に伴う安全対策を周知する。 「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導などの対策を推進する。
(3) 製造業対策	
<p>事業者が実施する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 「はさまれ、巻き込まれ」により被災するおそれのある機械等について、製造者（メーカー）及び使用者（ユーザー）がそれぞれにおいてリスクアセスメントを実施する。その上で、使用者に対し製造者は残留リスクの確実な提供を行う。 機能安全の推進により機械等の安全水準を向上させ、合理的な代替措置により安全対策を推進する。 	<p>神奈川労働局の重点実施事項</p> <ul style="list-style-type: none"> リスクアセスメントの実施に向けた取組を、引き続き推進する。 機能安全を活用し、危険な作業を信頼性の高い技術で置き換えることを通じて、労働災害のリスクを低減させる取組を推進する。 作業手順の理解などを高めるためのVRの活用を推進する。
7 労働者の健康確保対策の推進	
<p>【アウトプット指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。 勤務間インターバル制度を導入企業の割合を2025年までに15%以上とする。 メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。 必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 	
<p>事業者が実施する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ストレスチェックの実施にとどまらず、結果に基づく集団分析を行い、職場環境の改善を行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する。また、職場におけるハラスメント対策に取り組む。 時間外及び休日労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、労働時間の設定改善（勤務間インターバル制度の導入等）を行う。 産業保健スタッフを確保する。労働者に対して必要な産業保健サービスの提供、治療と仕事の両立支援のための環境整備に取り組む。 	<p>神奈川労働局の重点実施事項</p> <ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス対策や産業保健活動に関する、事業場への指導、産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じた支援等を、引き続き推進する。 長時間労働が疑われる事業場への監督指導、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知指導等の取組を推進する。 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発を強化するとともに、両立支援コーディネータの活用促進を図る。
8 化学物質等による健康障害防止対策の推進	
<p>【アウトプット指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法に基づくラベル表示・安全データシート（以下「SDS」という。）の交付義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。 労働安全衛生法第3条に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 	
<p>事業者が実施する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学物質を製造、取扱い、又は譲渡提供する事業者は、リスクアセスメント等に基づく自立的なばく露低減対策を実施するほか、譲渡提供等のラベル表示・SDS交付を的確に行う。 石綿事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露対策等を実施する。 「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。 「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施する。 	<p>神奈川労働局の重点実施事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学物質による健康障害防止に向けた指導・支援を行うほか、中小事業者向けの相談窓口・訪問指導・講習会の機会を提供する。 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止のための指導を行うほか、石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル等の周知を推進する。 「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用等の取組を推進する。 「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知指導を行う。

重点事項ごとの推進状況

		初年度	2年目	3年目	4年目	最終年度
(初年度～最終年度の上段は目標値、下段は実績値)		2023年度 R6.4未現在	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
死亡災害については、2027年までに20人以下とする。	20人以下	28人	26人	24人	22人	20人
		42人	人	人	人	人
死傷災害については、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年(7,792人)と比較して2027年までに5%以上減少させる。	7,400人以下	7,700人	7,620人	7,540人	7,460人	7,400人
		8,002人	人	人	人	人

※死傷災害にかかる目標は、新型コロナウイルスへのり患によるものを除いて決定した。

【アウトカム指標】

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策						
転倒の死傷者数を2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける。	1,996人以下	1,889人	人	人	人	人
	災害に占める割合26%以下	23.6%				
転倒による平均休業見込み日数を2027年までに35日以下とする。	35日以下	38日				
社会福祉施設における腰痛の死傷者数を2022年と比較して2027年までに減少させる。	171人以下	143人	人	人	人	人
	社会福祉施設の災害に占める割合17%以下	12.9%				

高齢労働者の労働災害防止対策						
60歳以上の労働者による死傷者数を、2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける	2,019人以下	2,247人	人	人	人	人
	災害に占める割合26%以下	28.1%				

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策						
外国人労働者の死傷者数を、2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける。	336人以下	401人	人	人	人	人
	災害に占める割合4%以下	5.0%				

業種別の労働災害防止対策 (上段は目標値、下段は実績値)						
陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年(1,179人)と比較して2027年までに5%以上減少させる。	1,120人以下	1,167人	人	人	人	人
		1,111人	人	人	人	人
建設業における死亡災害を2027年までに15%以上減少させる(9人→7人以下)。	7人以下	16人	人	人	人	人
製造業における機械による「はさまれ、巻き込まれ」の死傷者数を2022年(205人)と比較して2027年までに5%以上減少させる。	194人以下	202人	人	人	人	人
		190人	人	人	人	人

労働者の健康確保対策						
週労働時間40時間以上である労働者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。	令和4年度は14%	11%				
	5%以下	(未集計)				
自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を50%未満とする。	メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上とする。	(未集計)				

化学物質等による健康障害防止対策						
化学物質の性状に関連の強い死傷災害の件数を第13次防期間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。	5年間の合計が148人以下	(未集計)人	人	人	人	人
		81人	人	人	人	人
熱中症による死傷者数を第13次防期間と比較して減少させる。	5年間の合計が250人以下					

※「陸上貨物運送事業」は、「道路貨物運送業」と「陸上貨物取扱業」の合計です。

※各年の推進状況について、定期的に更新する予定です。

※第14次労働災害防止計画(神奈川計画)詳細、当リーフレット(電子版)はこちらを御覧ください。

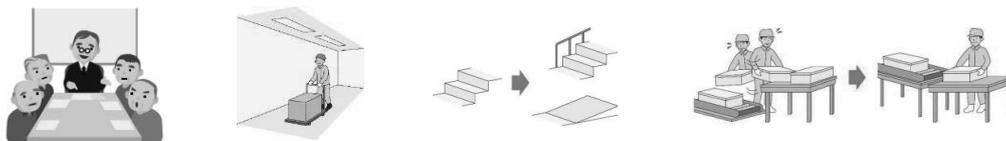
([https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-](https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/saiboukeikaku_00011.html)

[roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/saiboukeikaku_00011.html](https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/saiboukeikaku_00011.html))

エイジフレンドリーガイドライン (高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)



働く高齢者の特性に配慮した安全な職場を目指しましょう



1 安全衛生管理体制の確立

● 経営トップによる方針表明と体制整備

経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。

● 高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

2 職場環境の改善

● 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。

● 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

● 健康状況の把握

雇い入れ時および定期的健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるように取組を実施するよう努めます。

● 体力の状況の把握

事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

● 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応

・基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。

・個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。

● 心身両面にわたる健康保持増進措置

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努めます。

5 安全衛生教育

● 高年齢労働者、管理監督者等に対する教育

労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。

（再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。）

エイジフレンドリー補助金

- エイジフレンドリー補助金では、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者（60歳以上）の労働災害防止に取り組む**中小企業事業者の皆さまを支援しています。**
- 高年齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒・腰痛防止のための専門家による運動指導等の実施、労働者の健康保持増進に取り組む際は、エイジフレンドリー補助金を是非、ご活用ください。

エイジフレンドリー
補助金



「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

- 高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

補助金申請受付期間 令和6年5月7日～令和6年10月31日

	① 高齢労働者の労働災害防止対策コース	② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	③ コラボヘルスコース
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労災保険に加入している中小企業事業者 かつ、1年以上事業を実施していること ・ 役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること ・ 高齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している ・ 対象の高齢労働者が補助対象に係る業務に就いている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者を常時1名以上雇用している（年齢制限なし） 	
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年以上事業を実施している事業場において、高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器の購入・工事の施工等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費
補上助限率額	<p>補助率：1/2</p> <p>上限額：100万円 （消費税を除く）</p>	<p>補助率：3/4</p> <p>上限額：30万円 （消費税を除く）</p>	

※注意事項※

- ・ 複数コース併せての上限額は100万円です。
- ・ 複数コースでの申請の場合は、希望コースをまとめて申請してください。
- ・ この補助金は「事業場規模」「高齢労働者の雇用状況」「対策・取組の内容」等を審査の上、交付を決定します。
- ・ 全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

【参考】対象となる中小企業事業者の範囲

業種		常時使用する労働者数 ※1	資本金又は出資の総額 ※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉（※2）、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

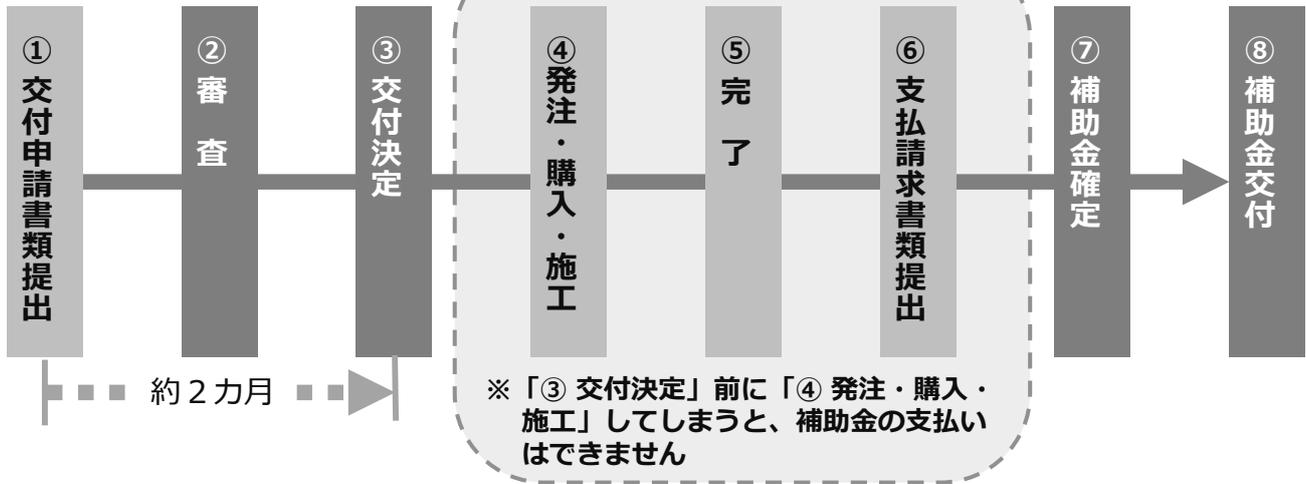
- ※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
- ※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

補助金申請の流れ

■は事業者が実施します。■は事務センターが実施します。



★ ① 申請書類提出から③ 交付決定まで概ね2カ月を要します。十分な時間の余裕をもって申請してください。

- ➔ 「① 交付申請書類」「⑥ 支払請求書類」はエイジフレンドリー補助金事務センターのホームページからダウンロードしてください（申請書類の郵送やメール送付は行っておりません）
- ➔ 対象となる対策の具体例、補助の対象とならないもの等、詳細についてはホームページ内にあるQ & Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりのため、事業者と労働者に求められる取組を示した「**高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**（エイジフレンドリーガイドライン）」を活用しましょう
エイジフレンドリーガイドライン ➔ <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000815416.pdf>



交付申請書類受付期間

令和6年5月7日～令和6年10月31日（当日消印有効）

支払請求書類受付期限

令和7年1月31日（当日消印有効）

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」
（ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp>）

関係書類 送付先

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階
エイジフレンドリー補助金事務センター
交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください

関係書類は郵送または宅配便のみでの受付となります（メールでの申請はできません）
封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では
送付しないでください

お問合せ先

申請担当

電話：03（6381）7507
FAX：03（6381）7508

支払担当

電話：03（6809）4085
FAX：03（6809）4086

受付時間

平日10:00～12:00/13:00～16:00
（土日祝休み、平日12:00～13:00は電話に出ることができません）
<8月13日～8月16日（夏季休暇）、12月30日～1月3日（年末年始）を除く>

転倒防止に集中!!

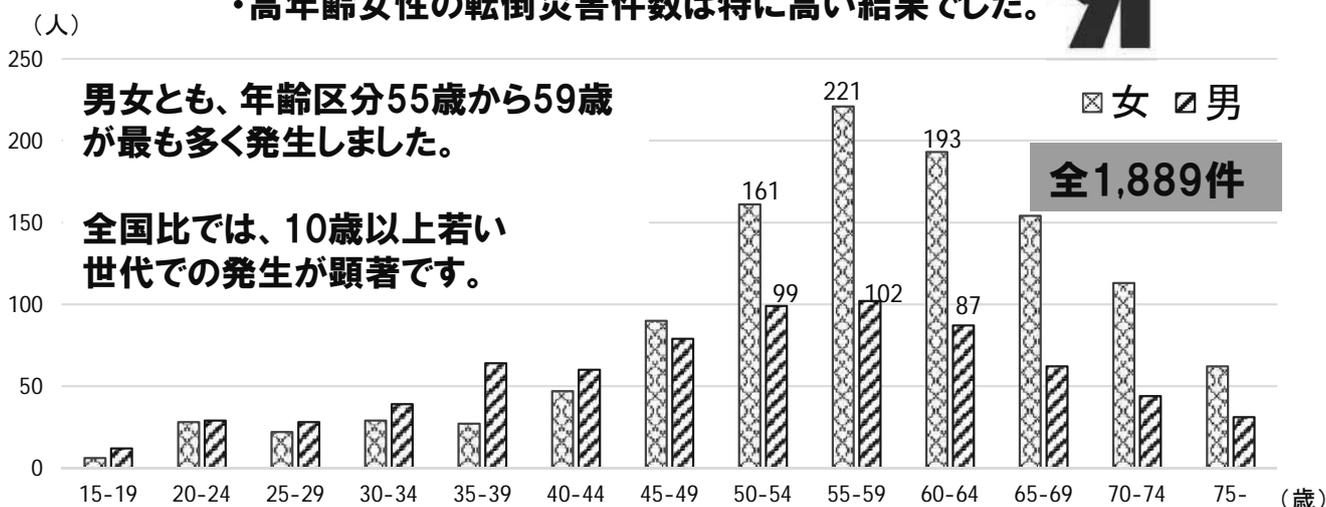
令和5年の転倒災害発生状況



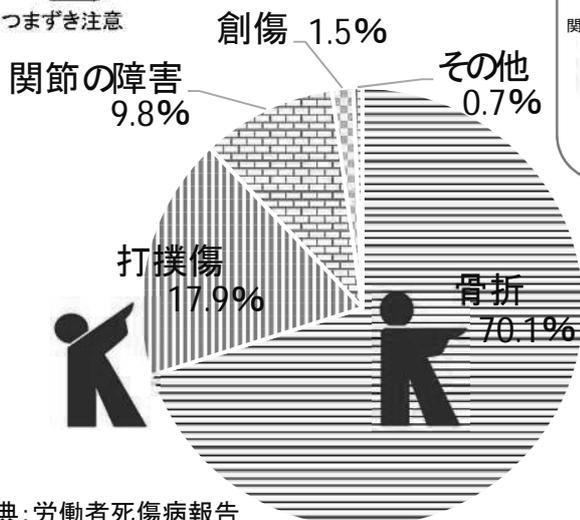
STOP! 転倒災害プロジェクト神奈川 2024

すべり注意

- ・転倒は、50歳代以上で多発しています。
- ・高齢女性の転倒災害件数は特に高い結果でした。



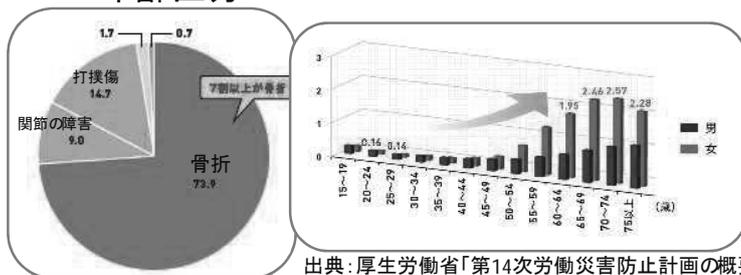
つまずき注意



出典: 労働者死傷病報告

年齢区分

出典: 労働者死傷病報告



出典: 厚生労働省「第14次労働災害防止計画の概要」

- ・中高年齢女性は「骨密度の低下により骨折しやすい」と言われています。
- ・骨折が全国と同様、7割以上です。
- ・神奈川では全国と比べ「打撲傷」がやや多く発生しています。
- ・休業見込1か月以上が54%です。

50歳以上女性のみ904件

転倒災害防止のポイント

	チェック項目	☑
1	通路、階段、出口に物があれば片づける。	☐
2	床の水・氷・油・粉類などを除去、放置しない！	☐
3	足元の十分な明るさ（照度）を確保。	☐
4	転倒予防の教育を実施。	☐
5	作業靴は①作業現場にあった耐滑性 & ②適したサイズ。	☐
6	転倒しそうな／転倒のあった場所の危険マップを作成し、周知。	☐
7	段差のある箇所・滑りやすい場所に標識で注意喚起。	☐
8	ながらスマホ、ポケットに手を入れ歩く等を禁止！手すり持って階段昇降。	☐
9	ストレッチ体操・転倒予防体操などを導入	☐

転倒は腰痛等と併せて「行動災害」と言われています。

まずは、行動災害が経済的損失であることを知ることが重要であり、次に対策を検討します。

対策はハード・ソフト両面の対策が求められます。

事業者・発注者のほか、労働者、消費者・サービス利用者など、全ての関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが求められます。

ソフト対策としての具体的取組み



ころばNICEかながわ体操

短時間で、どこでも体操！動画も掲載！

（神奈川県労働局のサイトです）



ゼロ災！無料出張サービス

健康測定・チェック、社内セミナー実施等
企業への専門家派遣でお手伝い！無料です！

（神奈川県産業保健総合支援センターのサイトです）



転倒等リスクチェック

運動プログラムの導入等

- 労働者の身体機能低下を抑制し、転倒災害を予防する。

中災防
転倒災害防止のための身体機能向上セミナー



厚生労働省 毎日3分でできる
転びにくい体をつくる職場エクササイズ



骨粗しょう症検診の受診勧奨

- 特に高齢女性に対して、市町村が実施する「骨粗しょう症検診」の受診を勧奨する。

STOP！熱中症

クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約800人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チューイカン吉



キャンペーン
実施要項



準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/>	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/>	設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/>	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/>	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R6.2)

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/>	暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/>	服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/>	暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
<input type="checkbox"/>	プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/>	作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/>	異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※ <u>全身を濡らして送風すること</u> などにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- ・ 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届
(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
- ・ 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
- ・ 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

電子申請の詳細は
こちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター たしかめたん



厚生労働省 ・ 都道府県労働局 ・ 労働基準監督署
Ministry of Health, Labour and Welfare

荷役作業での労働災害を防止しましょう！

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインが改正されました

労働災害は長期的に減少傾向にありますが、陸上貨物運送事業については、過去30年間増加傾向にあります。

特に、荷役作業での労働災害は、全国で毎年1万件近く、神奈川県内でも1千件以上発生しており、労働災害全体の15%に達しようとしています。しかも、**荷役作業での労働災害の6割以上は荷主先で発生し、そのうちの8割は貨物自動車の運転者が被災しています。**

そこで厚生労働省では、平成25年に貨物自動車の運転者などが行う荷役作業における労働災害の防止を目的として、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定、労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件の施行に伴い、令和5年3月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」が改正されました（下線を引いた箇所）。

<陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン>

このガイドラインは、陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、陸運事業者と、荷主事業者などの荷主事業場が取り組むべき事項を具体的に示したものです。

特に、「運送の都度、荷の種類、荷役場所や施設・設備などが異なる場合が多い」「荷主先での荷役作業については、労働者に直接、指示や支援をしにくい」といった荷役作業の特徴を踏まえ、**荷主事業者（荷物の発送元、配送先、元請事業者など）についても荷役作業の安全対策について協力が求められています。**

あらためて、運送事業者と荷主事業者が連携・協力して、荷役災害の防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

荷主事業者が実施する労働災害防止のためのポイント（抜粋）

○安全管理体制の確立等

・荷役作業の担当者の指名

荷主等の事業場の安全管理者等の中から、荷役作業の担当者を指名すること。

この担当者には、陸運事業場と荷役作業についての連絡調整や、陸運事業者と連携した荷役作業の労働災害防止対策に関する事項を行わせること。

・陸運事業者との安全衛生協議組織の設置

反復・定例的に荷の運搬を発注する陸運事業者と合同の安全衛生協議組織を設置すること。

安全衛生協議組織では、荷台等からの墜落・転落災害の防止対策の協議や、合同での荷役作業場所の巡視等を行うこと。

○荷役作業における労働災害防止措置（基本的な対策）

・荷役作業の有無の陸運事業者への事前通知

・余裕を持った着時刻の設定

荷役時間、荷待ち時間、貨物自動車運転者の休息期間、道路状況等を考慮しない荷の着時刻指定は、安全な作業手順の省略につながるおそれがあることから、着時刻の指定については、余裕を持った設定（弾力的な設定）とすること。

・荷役場所を安全に作業が行えるように改善

荷役作業を行う場所は、荷の積卸しや荷役運搬機械・荷役用具等を使用するために必要な広さの確保、床の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、荷や資機材の整理整頓、できるだけ雨風が当たらない荷役作業場所の確保、安全な通路の確保等に努めるとともに、安全に荷役作業ができる状況を保持すること。

○墜落・転落による労働災害の防止対策

- ・墜落・転落防止のための施設等を用意

荷主等が管理する施設について、できるだけプラットホーム、荷台への昇降設備等の墜落・転落防止のための施設、設備を用意すること。また、荷主等が管理する施設において、できるだけ施設側に墜落制止用器具（安全帯）取付設備（親綱、フック等）を設置すること。

○フォークリフトによる労働災害の防止対策

- ・フォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、見やすい場所に掲示
- ・通路の死角部分へミラー等を設置
- ・フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分

○ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策

- ・移動経路の整理整頓

荷主等が管理する施設において、ロールボックスパレット等の進行方向の視界を確保するとともに、ロールボックスパレット等と他の物との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路を整理整頓すること。

- ・床や地面の凹凸や傾斜をできるだけなくす

ロールボックスパレット等のキャスターが引っ掛かって転倒することを防止するため、床・地面の凹凸や傾斜をできるだけなくすこと。

- ・自社の所有するロールボックスパレットに、最大積載荷重を表示する

- ・自社の所有するロールボックスパレットを定期的に点検し、不具合があった場合は、補修するまで使用しない

- ・陸運事業者から、自社の所有するロールボックスパレットの不具合の報告があった場合は、その対応を協議する

- ・ロールボックスパレットに荷を積載する場合は、最大積載荷重を遵守するとともに、偏荷重が生じないように積載する

○荷役作業の安全衛生教育の実施

- ・基準告示の概要を発注担当者に周知

運送業務の発注を担当する労働者等に対し、改善基準告示の概要について周知し、貨物自動車運転者が改善基準告示を遵守できるような着時刻や荷待ち時間等を設定させること。

- ・荷役機械等に関係する安全衛生教育を実施

荷主等の労働者が運転するフォークリフト等により、陸運事業者の労働者が被災することを防止するため、荷主等の労働者にフォークリフト等による荷役作業に関し、必要な安全教育を行うこと。

○陸運事業者と荷主等の連絡調整

- ・荷役作業等の付帯業務について、書面契約の締結を推進

運送契約時に荷役作業における陸運事業者と荷主等との役割分担を明確にすることは重要である。

陸運事業者と荷主等は、荷役作業等の付帯業務について書面契約の締結を推進すること。

- ・配送先における荷卸しの役割分担について明確化

配送先は発荷主にとっての顧客であるため、陸運事業者と配送先は運送契約を締結する関係にない場合が多くなっている。このため、運送契約に基づく荷卸し時の役割分担や実施事項を発荷主が配送先と事前に調整し、陸運事業者に通知すること。

○自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置

陸運事業者の労働者が荷役作業を行う場合、疲労を考慮した十分な休憩時間の確保や着時刻の弾力化について配慮すること。



神奈川県労働局安全・健康課関連QRコード一覧

労働災害と
健康の現状



神奈川県 転倒災害防止
のための取組事例



職場における熱中症
予防対策について



神奈川県計画(14次防)
アンケート



神奈川県
産業保健
総合支援
センター



相談



健康起因事故防止のための
健康教育無料出張サービス



転倒・腰痛防止のための
ゼロ災無料出張サービス

神奈川県労働局労働基準部 安全課・健康課

〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 8F
安全課 045(211)7352 健康課 045(211)7353

労働基準監督署一覧

監督署	管轄	郵便番号	所在地	電話番号
横浜南	中区、南区、磯子区、港南区、金沢区	231-0003	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎 9階	045-211-7375
鶴見	鶴見区(扇島を除く)	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央 2-6-18	045-279-5486
横浜西	戸塚区、瀬谷区、泉区、栄区、保土ヶ谷区、旭区	240-8612	横浜市保土ヶ谷区岩井町 1-7 保土ヶ谷駅ビル 4階	045-287-0274
横浜北	神奈川区、西区、港北区、緑区、青葉区、都筑区	222-0033	横浜市港北区新横浜 2-4-1 日本生命新横浜ビル 3・4階	045-474-1252
川崎南	川崎区、幸区、鶴見区扇島	210-0012	川崎市川崎区宮前町 8-2	044-244-1273
川崎北	高津区、多摩区、宮前区、麻生区、中原区	213-0001	川崎市高津区溝口 1-21-9	044-382-3191
横須賀	横須賀市、三浦市、逗子市、三浦郡	238-0005	横須賀市新港町 1-8 横須賀地方合同庁舎 5階	046-823-0858
藤沢	藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎市、高座郡	251-0054	藤沢市朝日町 5-12 藤沢労働総合庁舎 3階	0466-97-6748
平塚	平塚市、伊勢原市、秦野市、中郡	254-0041	平塚市浅間町 10-22 平塚地方合同庁舎 3階	0463-43-8615
相模原	相模原市	252-0236	相模原市中央区 富士見 6-10-10 相模原地方合同庁舎 4階	042-861-8631
厚木	厚木市、海老名市、座間市、愛甲郡、大和市、綾瀬市	243-0018	厚木市中町 3-2-6 厚木ビル 5階	046-401-1960
小田原	小田原市、足柄下郡、南足柄市、足柄上郡	250-0011	小田原市栄町 1-1-15 ミナカ小田原 9階	0465-22-7151

当局の事前の書面による承諾なく、販売目的で本出版物のいかなる部分、いかなる様式についても、電子的、電氣的、磁気テープ、機械的、写真複写、またはその他のいかなる手段を問わず、転載、情報検索システムへの保存、伝達を禁止します。

災害発生事例

はさまれ・巻き込まれ災害



転倒災害



切れ・こすれ災害



墜落・転落災害



火傷災害



墜落・転落災害



腰痛災害



はさまれ・巻き込まれ災害

